

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 18 . 4 定 )			
日 時	平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日 ( 木 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤(陽)委員長、横田副委員長、小前・小林・大畠・前田・ 佐々木(茂)・佐々木(勝)・新谷・古沢・見楚谷・秋山 各委員		
説明員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・ 環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、小樽病院事務局長、 保健所長、消防長、監査委員事務局長、収入役職務代理者(会計室長)、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました斉藤陽一良です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には横田委員が選出されておりますことを報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木茂委員、秋山委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
古沢委員

市民税の減免制度について

税の減免制度について伺います。時間はきっとこれでいっぱいになると思いますが、つまり一本勝負なのですが、せめて市長、わざわざぐらいはいただけるように答弁願いたいというふうに思います。

高齢者ねらい撃ちの大増税問題で尋ねました。大変な状況になっていると思うのです。特に、個人市民税の関係で、どのような納税状況になっているかというふうに伺ったわけですが、生の数字を聞いて、今さらのようにまた驚いたわけです。全体で3億2,700万円、そのうち65歳以上の高齢者は半分以上になる1億7,500万円の負担増になっています。納税義務者数が全体で4,300人増えているのですが、このうち4,100人が65歳以上の高齢者、つまり私が高齢者ねらい撃ちの大増税になっていないかと言った点です。これに関連して、「調定が増えればいいし、収入が増えれば大いに結構だ」とばかりは言っていられない、税には減免制度等があるから、その制度の周知徹底と同時に、制度自体の拡充・拡大を検討してほしいということを代表質問で尋ねました。市長は、それに関連して言えば、地方税法に基づいて行っているということを通じた上で、私の要望にはこたえることができないという答弁をしたわけです。

そこで、具体的に伺っていきます。まず、市税条例第10条の規定は何を決めているか、説明してください。

( 財政 ) 市民税課長

市民税の均等割の非課税限度額を決めています。

古沢委員

ここでは、生活保護の場合、さらには障害者や高齢者の場合で所得制限がありますが、それ以下の人の場合というふうに非課税の範囲を示していますが、同時にいわゆる少額所得者に対する非課税の範囲を規定しています。これを説明してください。

( 財政 ) 市民税課長

均等割のみを課すべきもののうち前年の合計所得金額が32万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額、その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算

した金額以下である者に対しては、均等割を課さない。

古沢委員

わかりやすく、控除対象配偶者、扶養家族等が規定されておりますので、いわゆる世帯数というふう考えた場合、それでは単身、2人、3人、4人の場合、金額はどうなりますか。

( 財政 ) 市民税課長

非課税の所得が、単身の場合32万円、2人の場合83万円、3人の場合115万円、4人の場合は147万円となります。

古沢委員

例えば2人の場合83万円。高齢者の場合でしたら、夫婦65歳以上で年金収入だとすれば、2人世帯で年金で言えば年額203万円以下の収入の人は、非課税ということになるということと理解していいですか。

( 財政 ) 市民税課長

年金の所得換算が最低といいますか、120万円でございますので、そのとおりになると思います。

古沢委員

問題は、これがきちんと正確に事務処理されているかどうか、当然されていると思うのです。これは後ほどの私自身も宿題のテーマにもしたいと思いますが、市長は答弁で、本市は法令の規定に基づいて標準的に取り扱っているというふうに答弁されました。確かにそのとおりだと思います。地方税法等、それを受けた施行令、特に第47条の3、これに基づいて今説明をいただいた規定がありますが、しかし法令の規定に基づいて標準的にというふうに示しておりますが、法令の規定で言えば32万円というのは、必ずしも妥当かどうかという問題はあるのです。特に、大きく高齢者がそういった形でねらい撃ちされるような増税をされているというふうに、法令の規定に基づいて、例えば先ほど説明をいただいた前年の合計所得金額32万円、これを35万円とすることができないのだろうか。さらには、加算額19万円、これを21万円にするということができないのだろうか、そういう形で非課税枠を広げるといふ、そういう配慮といいますか、そういう態度を持たないか、検討する用意はないか、いかがですか。

( 財政 ) 市民税課長

非課税限度額の1級地の基準と標準地の基準と、小樽市は2級地の基準でございます、1級地の場合は35万円を超えないというふうになっておりまして、2級地については35万円に対して0.9を掛ける金額、おおよそそういうふうになってございまして、それを計算すると31万5,000円になるわけですが、私どもは32万円というふうに。これが全道各市、2級地の標準的に決めている数字でございますので、今のところそういうことを考えてはおりません。

古沢委員

ちょっと正確にしていきます。ここが私の本筋ではありませんけれども、正確にしておきますが、今の答弁は、つまり基本額、一定の額というふうに施行令第47条の3で決めている、その35万円を超えない範囲で、その後総務省令うんぬんという規定がありますが、それに35万円に2級地だから0.9を掛けるという解釈は正しくありません。0.9を掛けるという解釈は、加算額のところではそういう解釈が成立する。これはきちんと整理してください。いわゆる35万円と、総務省令その他で求められて得る金額とを参酌して、つまりその範囲において決めなさいと言っているのが35万円にかかわる規定で、加算額の19万円に関して言えば、総務省令で定める率0.9を掛ける、そういう解釈が成立すると思います。

そこで、例えば加算額21万円に0.9を掛けると18万9,000円ですから、21万円から18万9,000円の間で決めればいいわけですが、いや、0.9を掛けたとすれば、18万9,000円なのです。ところが、市税条例は19万円にしております。これは大いに結構なことだと思うのです。ですから、この一定の額、基本額、加算額、35万円、21万円に近づけていくということで、非課税範囲を広げるという努力というか、そういう検討が必要になってくると思います。それは指摘をしておきたいと思います。

そこで問題は、市税条例では非課税枠でなくて減免規定が設けられています。市税条例第32条だと思います。同

いましたら、この市税条例第32条を受けて、要綱が定められておりますけれども、要綱の第6条、減免実績ありやなしやというふうに聞いたのですが、平成16年度と17年度、前2か年にわたっては減免実績がいずれもゼロです。

これに関連して伺いたいと思います。税条例と要綱の考え方は、いわゆる少額所得者の減免についていえば、生活保護に準ずる者というふうに取り扱っているわけですが、市長はこのように答弁されました。「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者という地方税法の規定に基づき、生活保護の基準に準じている。制度改正は難しい」というふうに答弁された。つまり地方税法第323条の規定だと思うのですが、この第323条の規定というのを改めて説明してください。

( 財政 ) 市民税課長

地方税法第323条で、市町村民税の減免が書いてございます。市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において、市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができるというふうに書いてございます。

古沢委員

生活保護の基準に準じてやっているから、制度改正は難しいと答弁されたのですが、これは後ほど聞きますが、その前に資料を提出させていただいています。なぜゼロ件かという問題をわかりやすくしたわけですが、資料の1は、市民税・道民税の納税通知書です。1ページ目、それから2ページ目は、上、下というふうに、通知書そのものはもっと厚いのですが、この中で税の減免制度があるというのを、こういうふうに出しておりますから、2ページ目の左下にあるということは気がつくと思うのですが、果たしてこれを読んで、ああ、私が申請すれば減免を受けられるかもしれないというふうに理解して喜ぶ方が、市民の中にいるかどうかという問題は、甚だ疑問です。委員の方も資料をぜひ見ていただきたいと思うのですが、制度があるというふうに言っているわけです。

例えば、今年の8月だったと思いますが、参考までに市長への手紙のやりとりが出ていました。これは国保料にかかわってですが、国保料の減免というふうに記載がされていたので、減免になればと思って問い合わせたけれども、結局できないと言われたと。期待を持たせるようなことを書かないでいただきたいという手紙なのです。これに対して答えが出ていまして、記載内容に誤解を招くような表現があって申しわけない、記載内容を一層わかりやすいものにするよう工夫してまいりたいというふうに、例えばこういう例が直近であります。

こういう告知の仕方、周知の仕方、これでは不十分だから、工夫しようではないかと、工夫するように検討したという答弁をいただいた。しかし、それでは、どのように工夫しても、実は減免条項の市税条例第32条を受けた要綱が作成されている。その第6条というのはどういう規定になっているのか、説明してください。

( 財政 ) 市民税課長

第6条は、市税条例第32条第1項第1号のこれに準ずる者とは、その属する世帯について次に定めるところにより、生活保護の要否判定を行った場合において、収入充当額が最低生活費以下となる世帯に属する者をいう。いろいろと書かれています。

古沢委員

資料2を見てください。保護を受ける者に準ずる者の対象給与額試算、これを作成してもらいました。世帯構成は、左に記載しているように、一つのモデルケースとします。それで、今、説明をいただいた第6条の規定の最低生活費の月額、年額、それに対応する給与収入の場合に、どのように数字的には変わるかということをつくっていただいたのですが、これをそれぞれの欄ごとに説明していただきたいと思います。

( 財政 ) 市民税課長

世帯主1人の場合の最低生活費は、生活保護基準で見れば11万4,000円程度と。それに対応して、我々の減免規定に基づく対象給与額、これは社会保険料等を加えた給与は15万7,000円ほどになるということでございます。

また、妻と世帯主の場合は、妻が働いていないということを想定して、最低生活費が16万5,995円で、それに対応する給与月額が21万7,000円。

それから、世帯主と妻と子供1人、9歳の場合は21万5,117円に対して、26万7,000円の対象給与月額になる。ただし、これについては児童手当5,000円を加味した金額になってございます。

それから、世帯主と子供2人の場合は24万2,590円に対して、給与額は29万1,000円で、これについては児童手当1万円を加味した金額になってございます。

それから、子供3人の場合は、最低生活費が26万7,450円で、給与月額は30万8,000円、これについては児童手当が2万円で試算したものでございまして、ただしこれについては、あくまでも預貯金とかその他の収入がないという前提で試算したものでございます。

古沢委員

今、説明をいただいたのは、市長から答弁していただいた生活保護の基準に準じて考えた場合に、どのようになるかということの一つのモデルケースで理解しやすいように示したものです。資料3との関係で、資料3は今説明をいただいたうち、4人家族、夫33歳、妻29歳、子供2人、9歳、4歳の場合に、どのように判定されるかというのを要綱第6条に基づいて作成されたものです。最低生活費認定内訳書というのは、生活保護法のたしか第11条の第1号から第3号まで、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、それぞれが基本になると思うのですが、そのモデルケースで言えば、生活扶助、それから住宅扶助、教育扶助で24万2,590円、これが先ほど説明をいただいた4人構成の場合の24万2,590円です。

2枚目、収入充当額認定内訳というのを見てください。わかりやすくこの給与額で示して、作成してもらいました。この4人家族のうち、御主人の給与収入が月額29万1,000円、先ほど説明をいただいたこれで見ますと、収入充当額、一番下の欄になりますが、24万1,700円というふうに認定されて、つまりこの場合は、市民税及び道民税は減免になります。

3枚目を見てください。どの程度の税額が減免になるか。この人の場合をモデルで考えた場合に、市民税と道民税で3万1,400円課税されているものが減免されるということになる。さて、これは生活保護基準をそのままそっくりスライドして考えてみた場合のわかりやすい例です。ですから、4人家族で給与収入年間349万円、約350万円、これに類する家族構成、年収の世帯が課税者の中にどの程度含まれているか、これは家族構成ごとに概算的に算出することは可能だと思うので、これはすぐ出しなさいとは言いません。データとして押さえておきたいので、後日で結構ですから、わかれば示していただきたい。ただ、これを見ただけでも、相当数が減免申請すれば減免の対象になる、そういう人がいそうだということは、おのずからわかっていただけというふうに思うのです。さてそこで、これが一つ、ゼロとの関係で。前2年間、減免実績ゼロとの関係で押さえておきたいと思います。

そこで、生活保護基準に準じているということは、減免要綱第6条は、基本的には生活保護基準に基づいて認定、減免になるかならないかということ判断しているというふうに読み替えてもいい規定なのですが、準ずる者というふうな規定は、果たしてそれでいいのかどうかという問題です。例えば、非課税枠の範囲を決める根拠になっている地方税法第295条がありますが、ここで生活保護法による扶助と各種扶助、いわゆる公私の扶助というふうに市長から答弁をいただいた、この公私の扶助のうちの公の扶助、これに関して第295条ではどのように言っているのでしょうか。生活保護による扶助だけというふうに果たして言っているのでしょうか。

そうしたら、もっと接近した方がいいと思いますから。地方税法第323条です。この減免規定の根拠になっているところ。市長から答弁をいただいたのも、そっくりこのままです。第323条の中で、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者というふうに規定されています。これに基づいて生活保護に準じて、言いかえれば生活保護の基準で減免の適否を判断しているというふうになっているのですが、実はその公の扶助について、どのように解釈した方がいいかということなのですが、ここでは例えば皆さん方のパイブルになっている住民税逐条解説というのが

ありますが、それらを基に公の扶助というのはどういうものかということを考える上で最も参考になると思うのですが、どのように言っていますか。

( 財政 ) 市民税課長

減免対象要件の一つに、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者がある、この公の扶助の中に就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律による就学補助も含まれるかという質問に対して、その援助は生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対してなされるものであり、これをもって直ちに減免の対象になるとは考えられないが、納税者の担税力を客観的に見て、薄弱であると認定される場合には、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者に準じて取り扱うことが適当であるというふうに書いています。

古沢委員

今の答弁は、そのとおりです。かつての自治省、現在の総務省も、就学援助に関して今答弁をいただきましたけれども、全部無条件で認めるとは言わない。就学援助を受けているから、即市民税の減免、該当だとは言わないけれども、おおよそのめどにしてよいと言っているわけです。参考までに就学援助の問題で言えば、相当先立ちますけれども、かつて自治省の税務局長を務めていた石原氏が、国会の答弁で明快に言っていますけれども、いわゆる公私の扶助の公の扶助についての国の見解です。生活保護法による扶助や就学援助、保育所入所世帯、老人医療や児童手当、福祉年金などの受給世帯が公の扶助に当たり、税の減免の対象になるというふうに答えている。これもぜひ考えてみたい。教育委員会に聞きますが、就学援助の実態、直近の状態でどんな状況にあるか教えてください。

( 教育 ) 学校教育課長

就学援助につきましては、経済的な理由によりまして、就学困難な児童・生徒に対して、学用品だとか、それから給食費、それから医療費等の援助を行うということになってございまして、直近の数字で申し上げますと、平成 17 年度は全体で 9,716 人の児童・生徒に対しまして、2,152 人の児童・生徒が対象になってございます。

古沢委員

児童数の 2 割強、22 パーセントぐらいに当たります。経済的な理由で負担困難な世帯に援助をすると。そこで伺いますが、援助の対象ですが、給与収入の例を挙げて、教育委員会で申請書の説明書きが加えられています。4 人世帯の場合に、給与収入の場合、おおむねどの程度以下というふうに示していますか。

( 教育 ) 学校教育課長

私どもの方では、いわゆる就学援助につきましては、要保護児童と、それからそれに準ずる児童ということでやっております。要保護については、いわゆる生活保護の世帯でございます。準要保護の世帯につきましては、私どもの方で示しているのは、4 人世帯でおおむね 372 万円程度以下という形で示しています。

古沢委員

先ほどの資料 2 と比較してみても、就学援助の場合の給与収入の場合の年収が大分上を行くわけですね。生活保護基準に対して、どの程度の割合が基準になっているのですか。

( 教育 ) 学校教育課長

生活保護基準の 1.3 倍という形で教育委員会としては認定してございます。

古沢委員

自治体によって違います。最近では、就学援助は増えるので抑えようという動きがあって、1.2 平準化の動きも一部には見られます。しかし、1.3 倍、1.4 倍、1.5 倍という自治体もあります。こうした就学援助を受けている。つまり、これが公私の公の扶助の生活保護又はその準ずる者、準ずる者を判定する上で有力な基準に地方税法は求めているわけですね。そのことは確認できますか。

( 財政 ) 税務長

今、確認ということですが、確かに就学援助なども公のものということで、イコール減免ではありませんけれども、減免の対象にはすると。受けている者でも対象にするということはそのようになっているわけです。

古沢委員

いや、だめです。無条件、全面的に認めると言うてはいないけれども、それをめどにしていいと言っているのですから、つまりこれを基準として有力なものとして考えなさいということなのです。そのことは確認できないのですか。

( 財政 ) 税務長

それを基準にというお話でございますけれども、先ほどから答弁申し上げているとおり、市税条例の減免規定につきましては、やはり生活保護を基準に考えている、そして国の準則にもものをもって考えているということでございますので、それを基準にされてということにはならないかと思えます。

古沢委員

正確にしてください。生活保護基準に基づいてといたら、生活保護基準に該当するなら、生活保護を受ければいいのですから。そういう人たちとそれに準ずる者というのは、条文のつくりだって、おのずから違うのです。そのように考えられないですか。生活保護の基準に合致する人は、生活保護を受ければいいわけです。受けたら、当然減免。翌年からは非課税になる。当該年度は、申請した以降の納期のものは減免になるわけです。それで、準ずる者をどういうふうに見るかという議論をしているわけです。なぜそのところを見ないのですか。

財政部長

委員が今おっしゃったことは、まさにそのとおりだと思うのです。生活保護の世帯の方というのは、言うまでもなく最初からもう非課税であります。それで、減免というのはやはり例外の規定でありますから、それでは何に基づいてその例外の規定を適用するのかといえば、いわゆる生活保護の世帯になる基準に準じて考えようということだと思うのです。ですから、それに基づいて私どもは、規定に基づいて取り扱いをしているわけでございまして、就学援助の今の小樽の1.3倍の基準に合わせるような形で減免を考えるというのは、また逆ではないかといいますが、それとはまたちょっと違うのではないかというふうに私は思っております。

古沢委員

問題は、しかしそうは言いつつ、旧自治省、総務省の見解や、それから地方税法そのものの定め、地方税法第323条をあえて言えば、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者について解説しています。読み上げますと、生活保護法の規定による保護などの公的扶助を受けている者。なぜ、「など」というふうに入っているのか。きちんと読まなければだめだと思うのです。生活保護の基準に基づいてやれとは言っていないのですよ。ですから、そういった点で、減免制度の拡大・拡充をぜひこの時期だからこそやるのではないかというふうに私は提案しているわけで、先ほどの4人世帯で言えば、例えば最低生活費、月額24万2,000円です。仮に1.3倍すれば31万5,300円。この月額収入以下の人は減免規定を発動させていこうではないかというふうに、数多くの自治体ではそういう拡大・拡充をやっているわけですから、ぜひそういう方向で検討するという、そういう用意もないのですか。

財政部長

いろいろな、本会議でも川崎市のお話もありました。それに対しまして市長からも、やはり財源という、いわゆる持っているものの違いがあるということの意味で申し上げたと思うのですけれども、そういうことも違います。それから、今の就学援助にいたしましても、委員のお話のとおり、これは1.1倍から1.5倍だとかというふうに、その自治体の裁量といいますが、その裁量は何かということ、やはり制約されるものがあるからだというふうに思うわけです。それによって、皆さん背景、事情が違いますので、私どもとしてはやはり基本というのはこの生活保護法に準ずるといいますが、要保護者に準ずる程度に困窮している方々に対するということのやはりこの基本的な扱い

というものは、現在のところでは曲げられないというふうに考えてございます。

古沢委員

これはとんでもない話ですよ。生活保護と準ずる者は明らかに違うのです。生活保護に準ずる者というふうに読むから、生活保護はあたかも基準のようになっていますけれども、生活保護は生活保護なのです。又はこれに準ずる者ですから、準ずる者というのは、おのずから生活保護の基準そのものではないのです。そのことを政府見解も含めて、法令の解釈も含めて、私は今問うているわけです。それなのに、一向に検討する用意があるという答弁もないわけですから、これはおかしい話です。何よりもおかしいのは、先ほど資料でも説明しましたがけれども、平成 16 年度ゼロ件、17 年度ゼロ件ですよ。行政の怠慢ではないですか。申請しない納税者が悪いと言わんばかりの態度をとるのですか。あわせて、これも含めて答えてください。

財政部長

資料で、市民税課長からも説明いたしましたけれども、事例に該当するような方と言いますか、これはもちろん減免申請していただければというはおかしいですけれども、該当になるわけです。ですから、必ずしも我々としては排除しているわけではないわけですし、そういうことは御理解いただきたいと思うのです。ですから、そのいわゆる市として制度を設けているのだから、それをやはり利用する方にもっとわかりやすくということでございますので、これは我々としてはきちんと考えていかなければならない。これはもう本会議でも市長が答弁させていただいたとおりでございます。

古沢委員

拡充の方向は。制度の基準を広げるという方向性はないのですか。

財政部長

繰り返しになりますけれども、現在のところは、まだその考えには至ってございません。

古沢委員

そこに固執するのであれば、地方税法に基づいて制定されている市税条例及びそれに基づいてつくられている減免要綱、これは独自の小樽市の解釈に基づいてつくられているものであって、到底認めることができません。これを拡充することで、検討することで、是正していこうというのが私の提案なのです。これが一つ。これは最後にきちんと答えてほしい。

それから今、部長が答弁したけれども、例えば周知の方法だって、こういうように資料 2 で示したように、一つのパターンといいますか、そういったことを示して、そしてこれは必ずしもこれでイコールになりませんから、いろいろ難しさはありますよ。けれども、おおよそ自分がどの程度に、減免制度があるのだけれども、申請すれば、相談すれば受けることができるかもしれないという判断基準を示してやる上では、こういうものというのは極めて有効なものなのです。こういう周知徹底の仕方をぜひやっていただきたい。

それから、減免制度の対象の問題については、つまり今言ったような方法をベースにして考えるのであれば、適用基準についてはいわゆる所得基準方式といいますか、あの難しいような、先ほど読み上げていただいたような、だれが何度読んだって理解できない。市民税課長と私が何度もやり合って、この資料をつくって、やり合って、ようやくここに到達している。こんなに減免対象が広がるのかという様子が見えてきた。こういうものを所得基準方式みたいに変えていくことによって、おおよそ市民の皆さんが市の窓口相談に来る、申請主義ですから来なければだめですけれども、来やすい、そういう認定基準に変えていこうではないかと。

あわせて、念のために聞いておきますが、収入充当額認定資料が示されましたけれども、その中で預貯金について、割る 12 というふうにして充当額として算定しています。市民税の非課税の範囲を決める上で、市民税条例第 10 条のときに聞きましたけれども、非課税を決めるときに預貯金、いわゆる財産の有無、預貯金のごときは判定に入っていますか、入っていないでしょう。ところが、減免申請したら、申請した者の財産調査をして、こういうこと



で適否を決めるというようなやり方というのは、所得基準方式に変えるとそういう矛盾もなくなるわけです。そういったことをぜひ改善する方向で検討いただけないでしょうか。どうですか。

財政部長

小樽市の条例、規則は法律に基づいて

（「基づいていないって」と呼ぶ者あり）

それで、当時の準則に準じた形でやはりつくっております。ですから、全国の自治体の中で小樽市だけがまずおかしいということは、私はそうではないのではないかとこのようにひとつ思っております。

それから、周知方法については、やはりそれぞれの納税者の方が、自分が本当に対象になるのだろうかとかということがわかりにくいことがあります。今、モデルケースが幾つもあるのですけれども、ただ、これもただし書きがついています。いろいろなものがある場合というのがあるので、このいろいろな物理的な制約の中で、それを事細かにいろいろな広報にしても、また納税通知書にしても、これをなかなかわかりやすく記載するというのは非常に難しい部分もございますけれども、これは工夫の余地、加える余地はありますから、これは考えていかなければならないというふうに思います。

それから今、方式、要綱の関係でございますけれども、これについては、従来からこういう方式でやっておりますので、むしろ相手、市民の皆さんにとってわかりやすい形がどうなのかということでは一考の余地があるかと思っておりますけれども、この方式が私どもとしては否定する何もございませんので、これについてはこういう形で。ただ、表現なり理解の問題というのはあるかとは思いますが。

それからまた、預貯金等の問題についてですけれども、これも最初の議論に戻るのですけれども、やはり減免というのは、あくまでも納税の義務ということの国民の義務からいいますと、能力に応じて当然納付するわけでございまして、あくまでも例外的な規定の中でそれが設けられておりまして、それではそのどこに基準を置いて、そういう減免の方々を対象にするかということになりますので、それは一つにはやはり生活保護世帯に準ずることがございますので、何度も申し上げておりますけれども、それは一定程度のやり方の中でやらざるを得ない。そうしますと、当然先ほどの均等割の部分だと思っておりますけれども、その部分がありましたけれども、またそれとは違わいまして、やはりその他のそういうものがあるのであれば、きちんと私どもとしては把握して、その上で判断していくというのが、これが普通のやり方ではないかと思っておりますので、これについては改められないというふうに考えてございます。

古沢委員

それでは非課税範囲を決める場合に、預貯金、財産の有無などを問題にしていないという根拠は何ですか。それでは確認しておきますが、要するに所得基準をベースにして考えるということは、現に今、年金収入の人の場合だったら月額幾らの収入があるか、給与収入の人であれば月額幾らの給与収入があるかということの基本にして考えていく。そして、家族構成などを考えていくわけです。何よりも残念なのは、一步も譲ろうとしないのです。わざわざありどころか、これは有効、効果ももらえないし、それは注意を出したくても注意の出しようがないという、極めて、何と云ったらいいのか。その結果、減免申請実績はゼロでよしとしているという、そういうあり方というのは一体何なのですか。一方では、65歳以上の人で1億7,000万円も今年、税負担を課しているのですよ。個人市民税全体で言えば、3億円を超える増税負担を課しているのです。こういうときだからこそ、こういう減免規定をしっかりと検討して、正すべきものは正したいというふうに提案している。しかし、今のは、今までやっていることは間違いないからこのとおりやるという答弁でしょう。どうですか。検討もしないのですか。

（財政）税務長

先ほどの非課税規定の関係で、預貯金うんぬんというお話がございましたけれども、非課税の規定というのは、あくまでも非課税ということでの考え方ですので、そこで預貯金がどうのこうのという考え方にはならないかと思

います。

それから、申請がゼロだということですが、これはゼロというのはあくまでも減免の認定された件数がゼロということ、これは私どもちょっと押さえてはおりませんが、実際に窓口で相談に来た方、これがゼロということでごさいますので、何件相談に来ているかわかりませんが、窓口でこれは減免の対象にならないということに帰った方もいるかと思えます。

古沢委員

資料2で見てください。これでおおよそゼロで、なるほどというふうに思う方がいるのですか。それを工夫しましょう、制度自体も検討しましょうというふうに提案しているのです。ゼロだと言ったら、いや、申請はゼロでなかったと言う。しかし、該当しなかったから、ゼロなのだというわけです。これから制度を検討しましょうと言ったら、法令に基づいてやっているから、このままでいくと言うのです。納得できないです。検討する姿勢も見せないというそのあり方が到底納得できない。市長、いかがですか。

市長

今いろいろ議論がありましたけれども、一つは減免の対象者、こうした方に対する措置ですが、減免制度があるわけですから、どうやってこの制度を有効に使っていただけるか、対象者の方、これはきちんとやはり知らせる必要があるだろうというふうに思いますが、あとやはり基準の問題ですが、生活保護に準ずるといふ非常にあいまいな規定だと思います。

(「生活保護に準ずるとは書いていないです、市の条例にも」と呼ぶ者あり)

どこにその基準を置くか、非常にこれは難しい問題ではないかと。これはそれぞれの自治体の体力もありますから、体力に応じて決めていく、そういうことになるのだろうというふうに思います。中には、いろいろ先ほども市長への手紙の紹介もありましたけれども、やはりある程度期待感を持たせるのも非常に難しい。せっかく来たけれども、減免の対象にならなかったというそういう人もいますし、それから生活が厳しいけれども、生活保護を受けなさいという話まですることが窓口ではあるのですけれども、冗談でない。一切国の世話にはならないという、そういう方もいるので、いろいろな方がいます。したがって、そのあたりの取扱いというのは非常にフェース・ツー・フェースでやるものですから難しいのですけれども、問題はやはり対象になる方についてはきちんと適用が受けられるように、その措置はしていきたいと思えます。

古沢委員

今の市長の答弁で、生活保護に準ずる者という答弁は正しくないです。きちんと自分が定めた条例を読んでください。生活保護の規定による保護を受ける者又はこれに準ずる者ですから。

(「いいではない」と呼ぶ者あり)

違うのですというの。これを生活保護に準ずる者と読むのは、全然違うのですから。そんなことで笑ったり、首をかきげたりする、その感覚がわかりません。行政に長く携わっているが、生活保護に準ずれば、生活保護を受ければいい話です。けれども、又はこれに準ずる者というのは、おのずから基準、枠組みが違うのです。法律はそういうふうにつくっている。条例をそういうふうにあなたはつくったのです。そのことは最後に指摘しておきます。宿題にしておきます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
小前委員

新病院のヘリポートについて

新病院の建築費に関連して伺います。1平方メートル当たり30万円ということで、坪単価にいたしますと100万円

になります。新聞報道によりますと、岩見沢市立病院が、坪単価が70万円で建てられているということで、もっと安くないかという私の質問に対しまして、屋上にヘリポートをつくるので安くないという説明でしたけれども、ドクターヘリというのはどういう場合に要請しているのでしょうか。

( 消防 ) 警防課長

要請する条件といたしましては、基本的には3次医療機関に搬送しなければならない、いわゆる対象症例のときに要請をしているものでございます。

小前委員

その場合の費用負担は、どういうふうになりますでしょうか。

( 消防 ) 警防課長

費用負担の関係でございますけれども、これにつきましては、運行に関する費用、これは国、厚生労働省でございますが、厚生労働省が2分の1、北海道が2分の1の負担でございます。要請する側の負担はないものでございます。

小前委員

小樽市では平成17年から取り入れているということですが、17年と18年で何回出動して、どこに搬送されたのか、教えてください。

( 消防 ) 警防課長

平成17年につきましては10件の要請をしております。搬送先につきましては、手稲溪仁会病院へ7件、北大へ2件、市立札幌病院へ1件となっております。

また、18年の1月から12月4日までの間では、15件の要請となっております。手稲溪仁会病院へ9件、北大へ4件、札幌医大へ1件、そして美唄労災病院へ1件の搬送となっております。

小前委員

救急車で、市立小樽病院から手稲溪仁会病院まで搬送する時間はどれぐらいでしょうか。

( 消防 ) 警防課長

細かくタイムをとったものを現在持ってきてございませんが、高速道路を使って札幌へ搬送する場合、おおむねでございますが、30分から40分程度と考えているところでございます。

小前委員

手稲溪仁会病院へそんなにかかりますか。

( 消防 ) 警防課長

手稲溪仁会病院につきましては、国道5号を通った場合と、それから銭函インターチェンジからおりた場合とございますが、これにつきましては、30分弱かと思っております。

小前委員

新市立病院は2.5次までの救急だと思っておりますけれども、54人の医師の体制で、24時間365日の救急体制は可能なのでしょうか。

( 総務 ) 吉川参事

基本構想の見直し等の過程でも説明しましたが、やはり1次救急としては現在の夜間急病センターを拠点に行うと。そういう中で、2次あるいは2から3次に近いものを見ていくという考えでございます。今回示している54名、ただ、今後その救急部のあり方というのは検討の余地がございますので、その中で検討していきますけれども、現在の医師でつくった専門部会とか、現有の各診療科の医師と、救急専門医がその時点で確保できれば、それはその専門医と各診療科の医師の中の連携でやっていこうと。ただ24時間365日ですけれども、基本的には2次あるいは2.5次をターゲットに対応していこうということで考えてございます。

小前委員

市立病院で2.5次までやっても、3次にはまた札幌に送らなければいけないのであれば、3次救急を持っている札幌の病院に、市立小樽病院を経由しないで送った方がずっと患者のためになると思いませんか。

( 総務 ) 吉川参事

私は医師ではないので、専門の医師といいますが、医療管理学等をやっている先生のお話なども聞くと、初めからこの患者は3次とか、2次とか、判断できる場合は、恐らく直接手稲溪仁会病院なり北大病院に行くと。そうではないわけです。その中で、やはり2次から2.5次ですか、医師が安心してきちんと対応しようとするからには、やはり3次に送れるのだと、そういう体制をとることがこれからの時代、機能分担の中でもぜひとも必要なのだと。そういうお話も伺っていますので、そのほかに災害拠点病院の関係もあります。そのときには救急車は走れるのか、そういうこともありますので、そういう方面から考えても、やはり新病院は基本的にヘリポートはつくっていいこうというふうに考えてございます。

小前委員

お金に余裕があるのだったら、十分そういうことも考えるべきだと思いますけれども、今、小樽市は危機的財政の中で病院を建てるわけですから、ヘリポートを持たなくてはならないのかどうか、その分建築費を安くすることも考えられないのかと質問したわけです。このドクターヘリは、夜間は飛ばせんね。

( 消防 ) 警防課長

ドクターヘリについては、夜間の運行はしてございません。日中のみの運行となっております。

小前委員

十分このヘリポートの件については、検討していただきたいと思います。

病院医師の給与カットについて

次に、代表質問で、病院の職員の給与カットは今までどおり削減に努めていくけれども、医師は除くと市長の答弁をいただきましたけれども、二日ほど前、松前町立病院のニュースを見ておりましたら、ここは院長を含めて医師が7人で、医師も含めた職員すべては100人の病院とのことですけれども、そこで医師を含めて4パーセントのカットで、1億7,000万円の財政効果を生んだというテレビのニュースがございました。そこで、小樽市の場合、医師が45人で、4パーセントのカットをすると、幾ら金額が生まれるのですか。

( 樽病 ) 総務課長

小樽病院と第二病院を合わせまして、現在45人の医師がおりまして、平成18年度の予算のベースで計算しますと、年間で1,880万円ほどとなります。

小前委員

小樽市の市立病院の医師というのは、4パーセントカットすると、退職してしまうのでしょうか。

( 樽病 ) 総務課長

現在のところ、職員と同じように独自削減というのが16年度3パーセント、17年度5パーセント、18年度7パーセントのカットというふうに現在も行っているわけですけれども、医師につきましては、御存じのとおり、臨床研修制度が始まって以来、大変どこの病院でも確保するのが大変だということと、あと小児科とか、産婦人科とか、24時間体制でやらなければならない労働とかで、なかなかそういう医師のなり手がいないということもありまして、今回また、そういうカットをやるといふことになれば、やはり給与面での配慮というのが非常に大切だと考えておりますので、もしそういうことになると、医師の確保というのは大変厳しい状態になるというふうに想定しております。

小前委員

松前町立病院の医師にインタビューいたしましたら、院長の病院をよくしたいという思いが伝わってきたら、給

与の4パーセントカットなんてというのは何の支障もないと、医師が話していました。そして、医療は人だと思えますよという重い発言もございましたけれども、市立病院の医師にもぜひこの今の財政危機を御理解いただいて、御協力いただけるような体制に持って行っていただきたいと思って質問いたしました。

学習到達度調査について

次に、教育問題について伺います。今回の学習到達度調査の目的は何なのでしょう。

(教育) 指導室寺澤主幹

学習到達度調査の目的なのですが、小樽市立小学校における教育課程の実施状況について、学習指導要領の目標及び内容に照らした学習の実現状況を把握し、学習指導上の課題を明らかにして、今後の各学校の指導計画や学習指導の改善に資するために行っております。

小前委員

今回の結果について、教育長は代表質問の答弁で、今後、各学校における指導方法の工夫・改善などを通して、小樽の子供が基礎・基本をしっかりと身につけていくように努めてまいりますという答弁でございますけれども、これは具体的に何を言っているのか、詳しく教えていただきたいと思えます。

(教育) 指導室寺澤主幹

調査結果につきましては、市全体の状況について報告書にまとめさせていただいておりますが、各小学校の状況につきましては、それぞれ違っていて、学校によっては期待正答率や全国の正答率を上回っている問題が多い状況が見られる学校もございますし、またそれぞれの学校によって傾向が違っている状況です。大切なのは、期待正答率にいかにつくように、指導方法を工夫・改善していくことなのではないかと考えております。それで、各学校におきましては、自校の調査結果を報告書に基づきながら分析を行って、学習指導上の課題を明らかにして、今後の指導計画や学習指導の改善に取り組んでいきます。また、学力向上検討委員会から、フォローアップシートというワークシートも送付しておりまして、調査の問題のフォローアップのため、それを活用できるようにしております。また、学力向上検討委員会から、委員を各学校に派遣いたしまして、各学校の分析や改善についての指導・助言をしていくことになっております。それから、各学校の改善の取組状況については、委員会への報告を求めていきたいと考えております。

小前委員

テストというのは、教員が自分が教えた学習内容がどれだけ児童・生徒に定着したかをはかるために、教員自身のためにやるテストの意味合いもあると思うのですが、いかがですか。

(教育) 指導室長

今、委員の御指摘のとおり、例えば九九の勉強をしたら、それが終わったときに何の段がわかっているのかということでの当然理解の状況を把握するために、いわゆるペーパーテストを実施して、足りないところについては補う指導をする。ただ、ここで注目しなければならないのは、人間の特性として忘れるということがあります。つまり繰り返しをしながら、やはりしっかりと身につけていくということが重要なことと考えております。ただ、その際には、人間ですので、やはりやる気、元気、これが大事だということから、今回の調査の中でも、生活学習意識調査というものをしました。この中では、実は、1週間の中で1時間家庭の中でも学習をしていない子供、決して少なくはないということがわかってきたりもしています。また、自分たちは勉強すればよくわかるようになるという思いも持っています。ですから、そういう思いや願い、それから理解の状況などをあわせて、つまりペーパーテストだけではなくて、生活学習意識も含めた中で、しかも忘れるということに配慮しながら、どう指導していったらいいのかということで今回の調査をしているわけでございまして、今後、具体的な方策として10項目ほど挙げてございますので、着実にそれを実施しながら、その成果の状況についても、今後同様の調査を実施するなどしながら、改善に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

小前委員

27の小学校すべてに一つ一つ、その学校は何がよくて何を改善すべきだというような、教育委員会から報告が行ったと思うのですが、例えば学校名は結構ですから、どのような報告をされたのか、一、二例、示していただけますか。

(教育) 指導室寺澤主幹

各学校へは調査結果、各学校の結果の分析、それから調査会社から送られてきたデータが、そのまま行っておりますので、それを見ますと、どこが悪くてどこがいいのかというような、その学校ごとに違っており、各学校ごとに分析をしていただくことになっておまして、学力向上検討委員会の方では学校ごとの指摘はしておりません。

小前委員

100万円という貴重な税金を投入して今回実施されたテストですから、各学校がどこまで改善されたのかを教育委員会は見届ける責任があると思うのですが、その報告は議会でもされるのでしょうか。

(教育) 指導室長

今後の対応ということでございますが、やはりこれは続けていくことが大事かと思っております。といたしますのは、やはり今回四十数年ぶりに初めて実施をしました。これが、実は理解の程度というのは、さまざまな要因がございます。先ほど申し上げました生活や学習の意識、それから学校における授業内容、総合的なものがございまして、その年により変動があるのかどうか、この辺もとらえていかなければならない。したがって、その中で対応策については、学校からも説明をいただきたいと思ひますし、私どももその状況を把握しながら、次の同様の調査の中でもどういうふうに改善されていくのかという中で含めて、説明をしてみたいというふうに考えてございます。

小前委員

先日、小樽商大の学長にお目にかかりましたら、15年ぐらい前は小樽潮陵高校が一番入学者が多かったのに、今は札幌の高校の方がずっと多くて、潮陵高校は大分下に落ちたというお話がございました。それから、小樽潮陵高校の進路指導の先生によると、高校3年で子供たちが行きたい大学が出てきて、進学したい方向性も見えてきて、あの学校、この学校へ行きたいと言っても、とても学力が足りなくて、その子に1浪したら入れるよ、2浪したら入れるよと言うのだけれども、1浪、2浪するような経済力のある家庭というのは小樽には本当に少ないので、今ある学力で大抵は大学に入っているというのが実情だというお話もございました。子供たちが入りたい大学に入れるというのは、本当に子供も幸せですが、親もとても幸せなことですし、小樽を底上げするためにも、子供たちの行きたい学校に行かせることというのは、とても大事だと思うのです。小樽潮陵高校のその進路指導の先生方が、小中学校の基礎・基本の学力をもっときっちりつけて送り込んでくれたら、どんなにか教育効果が上がるのというお話でございますけれども、その点、教育委員会はどうか考えますか。

(教育) 指導室長

今の委員のお話でございますが、大学生の学力低下問題というのが、平成10年前後から出てまいりました。この一番のスタートというのは、実は大学の先生方からお話がございました。つまり、大学へ入ってくる学生が分数がわからない、これは高校がどうなのだというお話でございます。高等学校に翻って見てみますと、高等学校においては中学校がどうなっているのというお話になっております。そして、中学校においては、小学校と。小学校においては、家庭がと。これでは、問題としてはなかなか解決の糸口が見えてこない状況になって、それぞれの中でやはりそれぞれが役割を果たしていくということでございますから、私どもといたしましては、将来の夢を描いていくということでは、例えば進学もありましょうし、仕事につくことも含めてだと思ひます。したがって、そういう意味で、今、子供たちの学習意欲を向上させて、学習習慣を身につけさせて、そしてその中から確かな手ごたえが得られるよう、何とか続けて、繰り返しになりますが、このような調査とそして対応策を組み合わせながら、

続けていながら、子供たちの夢や願いが実現していくよう努力してまいりたいというふうに思っております。

佐々木(茂)委員

昨日の一般質問の中から答弁いただきました点について、質問をさせていただきます。

道州制特区について

まず、道州制特区の件でございます。調理師養成施設の指定について。これは、ということが今回の項目の中であるのか、教えてください。

(総務)企画政策室中野主幹

昨日、参議院本会議で可決成立いたしました道州制特区推進法に基づき、国から道に移譲される事務事業の内容でございますけれども、調理師養成施設の指定につきましては、これまでは調理師養成施設の指定のための調査は北海道が行っております、それから指定自体は国が行っておりました。これをすべて一貫して道が行うということにいたしまして、申請の窓口が一本化するというメリットが生まれるものでございます。

佐々木(茂)委員

次に、商工会議所に対する監督の一部とはどのようなものがあるか。

(総務)企画政策室中野主幹

商工会議所に対する監督の一部というものは、具体的には商工会議所に関する許認可の事務のことです。これは国・道がそれぞれが行っていたものでありますけれども、これまで国が行っておりました商工会議所の定款変更の一部、具体的には目的の変更ですとか名称、議員総会に関する事項、常議員総会に関する事項、経理に関する事項など、それから解散の認可、それらにつきまして、これまで国が行っていたものを道が行うことになります。これによりまして、またこれも申請の窓口が一本化されるということで、利便性が図られるものというふうに考えております。

佐々木(茂)委員

職員研修について

次に、職員研修のことです。まず、基本研修、これはどういう内容のものなのか。

(総務)職員課長

まず、基本研修ですけれども、これにつきましては、五つの項目がございます。

内容としましては、新規採用職員研修、これは新規採用の職員ということで、今年 8 名受講しております。

それから、中級研修、これは採用後 5 年程度の職員を対象にしております、今年 21 名受講しております。

それから、上級研修、これは 2 回に分けて実施しておりますが、49 名が受講しております。

それから、新任監督者研修、こちらにつきましては、今年度昇任した係長職を対象にしております、28 名が受講しております。

それから最後に、管理者研修ですけれども、これは新任と現任を合同で行っておりまして、今年度は 18 名受講しております。

合計で 124 名が受講しております。

佐々木(茂)委員

次に、特別研修についてはどうですか。

(総務)職員課長

特別研修も 5 項目ございまして、まずは待遇リーダー研修ということで、これは窓口職場のリーダー職員の養成ということで行っております。今年度は 24 名が受講しております。

それから、法制研修ですけれども、法制研修は、法令の知識の習得の必要又は希望する職員ということで、今年

度は25名受講しております。

それから、庶務実務研修ということで行ってありまして、これは庶務実務をしている職員が対象ということで、人事とか給与関係についての研修でございます。今年度は16名が受講しております。

それから、分権時代の組織運営ということで研修を行っておりまして、これは今年度新たに設けた研修でございます。対象は、課長職ということで、内容としましては、地方分権とは何かとか、あるいは財政状況と集中改革プランということで実施しております。受講者は17名でございます。

それから、応急処置研修ということで実施しておりまして、これは対象は課長職以下の職員ということで、その名のとおり、救命に必要な応急手当、実技も含めまして実施しております。今年度は12名が受講しておりまして、合計で94名が受講しております。

佐々木(茂)委員

次に、派遣研修、これは例えば道庁への派遣だとか、そういう研修なのか、これについてはどうですか。

(総務)職員課長

この派遣研修は、大きくは二つに分けて実施しております。

一つは、道の自治政策研修センターというところでして、これは、従来の自治政策研修センターという江別にあったものなのですが、道の方も財政が厳しいということで、自治政策研修センターをとじまして、今、札幌の道庁別館のところで実施しております。その分で、小樽市としましては9項目に今年度派遣しておりまして、今年度は16名が受講しているということです。

それからもう一か所は、市町村アカデミーということで、本州の方に派遣しております。こちらの方につきましては、まだこれから出す人もいるのですが、2項目について派遣をしまして、2名が受講するというようになっております。

佐々木(茂)委員

いろいろ答弁をいただきました。まとめて伺います。マネジメントの基本実践、それからリーダーシップの発揮、コミュニケーションの活用という形で、何かまだ研修をしているようでございますが、そして最後に上級研修、ディベート方式と、これちょっと言葉がわからないものですから、これについても知らせていただきたい。

(総務)職員課長

最初の方のマネジメントの基本と実践と、リーダーシップの発揮と、コミュニケーションの活用、これにつきましては、係長職の研修の中でのテーマでございます。一般にJSTというふうに呼んでいるのですが、人事院方式の研修方式でございます。具体的には、いろいろな事例といたしますが、こういったとき係長としてどう考えますかといったようなことを研修するものです。マネジメントの基本と実践という中では、例えばビジョンを持ってメンバーと情報を共有するとか、それから改善と改革に取り組むといったようなことを学んでおりますし、またリーダーシップの活用の中では、集団としてのチームの管理といったようなことを学んでおります。また、コミュニケーションの活用という中では、メンバーの話に耳を傾けるとか、あるいはコミュニケーションの仕組みをよく理解するとかといったようなことも学んでおります。

それから、上級研修の中でディベートをやっているのですが、ディベートにつきましては、ある一つの論議をめぐって行われるということで、相対する二組の間で行われます。それを判定するグループも設けまして、そういったことで白と白といたしたら徹底的に白、黒といたしたら徹底的に黒という論議を闘わせるということで、そういった表現能力を研修するというところでございます。以上が大まかなディベートの内容でございます。

佐々木(茂)委員

昨日、私は職員の研修、資質向上のために、議会方式のような形で職員の研修をされてはいかかというふうな形で、あまりこういう研修の内容について承知していなかったものですから提案したのですが、数々の職員に対す



る研修が行われているということがわかりました。

口座振替制度の業務委託について

次に、口座振替制度のことについて、より一層の口座振替という形を推進してはどうかということで伺いました。その中で、答弁をいただきました中に、金融機関に勧誘業務委託をされていると、こういうことでございますが、この内容についてどのような形で業務委託をされているのか、聞かせてください。

( 財政 ) 税務長

金融機関の委託ということでございますけれども、毎年、市内の金融機関と市税等口座振替勧誘業務委託契約書という契約を結びまして、口座振替の申込書を各金融機関に置かせていただくと。それで、できるだけ、どの程度ちょっと金融機関でやっているかというところとわからないのですけども、客に口座振替をしませんかということを勧誘してもらっているということでございます。

佐々木( 茂 ) 委員

先ほど、古沢委員が要求して資料 1 として提出されたこの納税通知書がありますね。その中に、振替納税の勧誘のために、これはコピーなのでありませんけれども、たぶん口座振替依頼のものが入っていると思うのですが、そのほかに今知らせていただいたように、別に申込書をとるという認識でよろしいのでしょうか。

( 財政 ) 税務長

今、お話がございました納税通知書の一番後ろのところに、口座振替の依頼というのがついているわけですけども、それとはあくまでも別に金融機関と契約を結びまして置いてあるということで、全く別のものということでございます。

佐々木( 茂 ) 委員

市の財政の硬直化の原因でいろいろな形のもものが未納だとか、収納率の向上をしなければならないということで、この口座振替ということで質問したわけでございます。

北海道認定こども園について

次に、認定こども園についてでございます。昨日答弁をいただきました。その中で、北海道として独自にこの認定こども園、小樽市は現在のところそういった申請がないというか、そういうものがないという答弁をいただきましたけれども、北海道として、国が定めるもの以外に独自に何項目か方針が出されたように思われますが、そのことについて聞かせてください。

( 福祉 ) 子育て支援課長

北海道認定こども園の認定基準に関する条例にかかわって、道独自のものが示されているかということでございますけれども、この施行に合わせまして、北海道保健福祉部長から、北海道認定こども園の認定の基準に関する条例等の施行についてという通知をいただいております。このうち、独自規定の運用につきまして、各項にわたって書かれているわけでございますけれども、主には職員の配置であるとか資格についてでございますけれども、幼稚園と保育所とが連携して一体的な運営を行うタイプのことを幼保連携型というのですけれども、この施設基準について一つ示したいと思います。この幼保連携施設の建物等につきましては、原則としては同一敷地内又は隣接敷地内ということで位置づけられているわけですけども、道の方は子供が徒歩で安全に移動できる距離であれば、個別具体的に審査するに当たっては、施設を中心に道のりで 500メートル程度であればよろしいと、そういったような特別な基準を設けているところでございます。

佐々木( 茂 ) 委員

道のりの 500メートルを目安に連携可能ということが、一番の問題なのかと。そして、子供の安全確保が十分に図られるかどうかということ判断するということだと思います。

小樽市要保護児童対策地域協議会について

次に、児童虐待防止のことで若干伺います。この中で伺いまして、小樽市要保護児童対策地域協議会、そしてそのケース検討会議が行われているという答弁をいただきました。この協議会の主なメンバー、それからケース検討会議の主な内容について、どういことをされているのか、聞かせてください。

(福祉)子育て支援課長

初めに、児童虐待にかかわって、小樽市要保護児童対策地域協議会の関係でございますけれども、これは平成16年10月に、児童福祉法並びに児童虐待防止法の改正がございまして、昨年4月から施行しているわけですが、児童相談に関する一義的な窓口が市町村に変わってございます。そういったことで、平成13年2月に設置いたしました小樽市地域児童虐待防止対策連絡協議会を、昨年9月にただいまの小樽市要保護児童対策地域協議会へ移行してございます。

そういった中にありまして、その地域協議会の組織の方でございますけれども、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議という三つの会議を設けてございます。これの地域協議会の構成についてでございますけれども、三つに分かれてございまして、国又は地方公共団体の機関がなす組織団体、それから法人、これはやはり子供にかかわっての法人でございまして、小樽市におきましては民間保育所の集まりであるとか、私立幼稚園の集まり、それから学校法人の方も入っていただいているところでございます。それから、その他の者ということで、これら国、地方公共団体、法人の格がないものについて、一人一人の部分でかかわる部分でございますけれども、これにつきましては、民生児童委員協議会の会員の方であるとか、それから小樽市PTA連合会の中にいる方、こういった方々にもそれぞれ構成を担っていただいているところでございます。

なお、このケース検討会議につきましてですけれども、虐待の事例ごとに具体的に改善するための方策等、情報交換などをしながら探していくわけなのですけれども、そういったときに、その対象虐待児童にかかわっての地域におられる関係者に集まっております。学校から上がったケースであれば、学校の校長、教頭、また担任の教員にも来ていただくこともありますし、また保育所であれば保育所長、担任の保育士、幼稚園も同じでございます。また、民生委員におかれましては、地区の民生委員はもとよりですけれども、主任児童委員も担当の方もいると、そういったことでさまざまな担当の方から虐待児童の改善に向けて改良している、そういった状況でございます。

佐々木(茂)委員

今、いろいろな形の協議会の問題、検討会議について答弁をいただきました。小樽では、最近の虐待の事例が発生したことはあるのですか。

(福祉)子育て支援課長

今年になりましてから、取り扱っている件数が、11月末までの段階で28件受け付けてございます。受付機関といたしましては、私どもの子育て支援課ばかりではなくて、保健所でもありますとか、それから家庭児童相談室、それからまた市外にそういった子供の相談の窓口からつながり而入ってくる場合もございますけれども、今のところ、11月末で28件というような状況でございます。ほとんどは、先日の児童虐待防止シンポジウムでも話があったように、北海道独特というのでしょうか、ネグレクトということで、養育をしないという親のケースがかなり多く出てきているわけですが、それも最近の傾向としては、そういう形で地域から、また学校から、保育所から、さまざまところから相談を受けているところでございまして、今直近であったケースと言われましても、ほぼそれで毎日のように動いているものですから、ちょっと表現しにくいのですけれども、やはり食事を与えていないようだとか、着ている洋服が汚れていてお風呂にも入っていないようだとか、そういうような通告から、また私どもが調査をしているところでございます。

佐々木(茂)委員

やはりこういった関係、非常に微妙な問題ですから、小樽でも直近、詳しくというか、件数の把握、なかなか難

しいのかと思いますけれども、やはり何件かこういった事例が発生しているのだということを認識いたしました。

いじめ問題について

次に、いじめ、自殺のことについてちょっと触れました。まず、いじめの定義について、聞かせてください。

(教育)指導室寺澤主幹

いじめの定義についてですけれども、一般的には自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものとされておりまして、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断につきましては、表面的に行うのではなく、いじめられた子供の立場に立って行うものと認識しております。

佐々木(茂)委員

次に、いじめの解決に向けて求められる学校の対応についてであります。まず子供への指導の徹底、それについてはどのようなことをしているのでしょうか。

(教育)指導室寺澤主幹

子供への指導についてですが、いじめの本質といたしましては、いじめている子、いじめられている子、またそれを見て見ないふりをする子、また周りにいる子と、4層構造が考えられます。そのそれぞれに対して、いじめている子供に対しては、いじめは絶対に許されることではないという指導の徹底をしていかなければいけないと思えますし、いじめられている子供に対しては、相談しやすい環境をつくりながら、自分が悪くないのだというその立場に立った相談をしていかなければいけないと思っております。また、見て見ぬふりをしている子供たちに対しては、それもいじめに加担しているのと同じだということなどを指導しなくてはいけないと考えております。また、周りにいる子供に対しても、気がついたらすぐ知らせるようという、そういうような指導をそれぞれしていく必要があると考えております。

佐々木(茂)委員

次に、保護者への指導の徹底、これについてはどういう内容になっているのでしょうか。

(教育)指導室寺澤主幹

学校の中でのいじめは、大変見えにくい中で行われます。学校で気づかないこともありますので、保護者と連携を十分図りながら、家庭での子供の様子についてきめ細かく見ていただき、もし気がついたことがあったら、学校へすぐ連絡していただくような協力体制をとることが大事だと考えています。

佐々木(茂)委員

次に、関係機関との連携を図ることなのですが、関係機関とはどういうふうなものなのか。

(教育)指導室寺澤主幹

いじめの解決に向けましては、学校だけで解決するものではなくて、家庭、教育委員会、児童相談所、それからスクールカウンセラー等々、さまざまな人たちの力によって協力しながら解決していきたいと考えています。

佐々木(茂)委員

次に、非行防止教室等で、いじめ防止指導に積極的に取り組むというふうにございますけれども、これらについて。

(教育)指導室寺澤主幹

生徒指導にかかわる研修会・講演会のことだと思いますけれども、教育相談にかかわって、教員の研修を充実して、子供たちの相談体制の充実を図っておりますし、不登校対策連絡協議会を開催いたしまして、その中でいじめによって不登校になっている子供がいるのかいないのか、またその対応をどうしたらいいのか、そういうような研修会を重ねて、子供たちのいじめの解決に向けて研修を積んでいるところでございます。

佐々木(茂)委員

先ほどの児童虐待の点が似ているのかと思いますけれども、いじめから守る機関の存在を知らせるということが

ございます。これはどういう形でございましょうか。

( 教育 ) 指導室長

委員の御指摘のとおり、やはり自分がいじめられたときに必ずだれかが助けてくれるのだというそういう感覚や知識、そういうものを持っておくことが大事だということから、実は子供たちすべてに 1 学期の段階で、いじめ相談窓口やいじめにかかわる啓発のリーフレットを配布しております。このたび、この道内の市において起こったいじめにかかわる内容で、新聞報道でも、また子供たちも大変敏感になっておりますが、このことにかかわりまして、重ねて小樽市 P T A 連合会と一緒にしましてリーフレットを配布し、相談窓口の周知と、その場合には子供だけでなく、保護者の皆さんにもということで、あわせてこの小樽市 P T A 連合会と共催の形でリーフレットを配布させていただいたということでございます。また、新聞報道機関にもお願いをして、いじめにかかわる私どもの対応策についても報道していただきまして、その中でもこまを割いていただきまして、相談機関について掲載・周知をしていただいております。

佐々木( 茂 ) 委員

学校図書の整備について

次に、学力、国語力の低下に歯止めを目指して、図書整備計画が策定されたと思うのですが、最終年で学校の図書館は充実、そしてどう進んだのかということでございます。子供の読書活動推進に関する法律と基本計画という形で出されて、学校図書整備、交付税は現場に本当に行き渡っているのかということで、まず学校図書基準は満たされているのかどうか、例えば交付税措置がどのくらいあって、どの程度の充足度なのか、この辺について聞かせてください。

( 教育 ) 総務管理課長

交付税措置の詳しい資料を持って来ておりませんが、まず学校図書の整備につきましては、非常に重要なことと認識しております。私ども予算面におきましては、児童数が減少している中、ここ数年ですけれども、現状維持に努めておりまして、児童・生徒の 1 人当たりの金額につきましては、ほぼ横ばいの状況にあります。また、図書室に備えている図書の冊数ということで、その保有率につきましては、16年度 67.8 パーセント、17年度 69.8 パーセントで 2 パーセントの伸び、中学校では、16年度 81.5 パーセント、17年度 82.8 パーセントと 1.3 パーセントの増、それぞれ増となっておりますので、私どもとしましては整備がわずかではありますが進められていると考えております。

佐々木( 茂 ) 委員

同じく、その学校図書館の運営に必要な人材の配置、これについて十分賄えているのかどうか。

( 教育 ) 学校教育課長

学校図書館に司書というか、そういう資格を有する教員を充てることになってございます。そういう中では、専任の教員ということにはなりませんけれども、司書の資格を持った教員を兼任して充てている現状であります。

佐々木( 茂 ) 委員

今の話でありましたように司書教諭、いわゆる兼任ということなのです。それで、定数外での配置は、全国で 1 パーセントしかないということのようでございます。学力、国語力の低下に歯止めをかけるという形の重要な役割をするわけですから、また子供の豊かな生きる力をはぐくむ学校図書館について、より一層の活動を願いたいというふうに思いますが、教育長、いかがでしょうか。

教育長

委員が今おっしゃったこと、本当にごもっともでございます。ただ、国のレベル、道のレベルで、司書教諭だけでなく、栄養教諭も制度としてはつくっているのですが、実際、各市町村にそれに見合っただけの人材を充足してもらえないというところがありますので、現段階では、司書教諭につきましては兼務して、大きい規模、12 学級

以上でございますが、そういう学校では必ず 1 名配置されることになっています。また、栄養教諭につきましては、先日話しましたように、道とのかかわりで、とりえず栄養職員につきましては栄養教諭の資格を取るようというところで、全員まではまだいっていませんが、あと 1 人を残して全員資格は取っているところでございますので、あとは道の方で金銭的な面ですとか、そういう面を充足していただければ、私どもとしては十分やっていけるのではないかというふうに考えております。

佐々木(茂)委員

市・道民税の税率変更について

あと最後に 1 点だけ。市・道民税の税率が来年変わります。これについて、リーフレットで住民税が変わりますということで、どうして変わるの、どう変わるの、税負担はどうなるのというふうな形で、国から地方へという税源移譲によってのいろいろな形がされるというふうに思います。それで、この広報おたる、「くらし」の 16 ページ、「国が進める三位一体改革により、国から地方へ税源移譲が行われます。これに伴い、市民税・道民税所得割の税率が所得に関係なく 10 パーセントに統一されます。多くの方は 6 月から増額となりますが、所得税と合わせた税の負担額が極力変わらないように措置を講じます」というふうなこともお知らせがございます。この辺についてちょっと詳しく、わかりやすく説明いただければというふうに思います。

(財政)市民税課長

委員がお示した総務省、全国地方税務協議会発行のリーフレットによりますと、何が変わるのということで、三位一体の改革が進んで税源移譲が行われて、所得税から住民税へ税源が国から地方へ移譲されますということで。今まで住民税は 5 パーセント、10 パーセント、13 パーセントの 3 段階の税率がございましたのが、この 3 段階の税率が一律 10 パーセントに変わるということでございます。それから、所得税はそれに伴いまして、今まで 10 パーセント、20 パーセント、30 パーセント、37 パーセントの 4 段階の税率を 5 パーセント、10 パーセント、20 パーセント、23 パーセント、30 パーセント、40 パーセントの 6 段階に細分化されることとなります。このリーフレットによりますと、ほとんどの方は 1 月分から所得税が減り、その分 6 月分から住民税が増えることとなります。しかし、税源移譲の移し替えなので、所得税プラス住民税の負担は基本的に変わりません。このように書いてございます。ただ、変わらないためにどんなことをしなければならぬのかということがございまして、例えば所得税の基礎控除が 38 万円、ただ住民税は 33 万円ですので、ここで 5 万円の差があります。そのためには、その人的控除の差について、税額調整をしなければならぬ、そういうことも考えて極力変わらないように基本的につくられているということでございます。

佐々木(茂)委員

確かに、リーフレットを見たら、税源移譲をされても負担額は変わらないのです。ただ、いろいろな形の中で、やはり税金が安くなると、ほかに消費してしまうと思うのです。次に、所得税、そして市民税等の形の中で負担が変わりませんといっても、やはり税の仕組みというのは、ここはなかなかなじめないのかというふうに思います。それで、せっかくこのようなリーフレットを、これも先ほどの周知徹底方というふうな形になるかと思いきや、それでも、リーフレットがあるから、必ずしも読むというふうには思われませんが、できるだけこの辺について、今、説明があったような形で理解を得ながらやっていただければというふうに思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 3 時 15 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

-----  
小林委員

懲戒審査委員会について

消防本部に尋ねます。

私から、懲戒審査委員会について尋ねます。実際に統計を調べたわけではありませんが、新聞やテレビ報道によりますと、今年は全国的に公務員の不祥事、非常に多く不祥事が発生した年ではなかったかと、そう思います。処分をされたという、よく話は聞くのですが、その過程は市民にはなかなか理解はされておりません。小樽市の場合、どのような手順でどのようなこの処分の仕方というか、その手順について、今回は少し角度を変えまして、消防職員の場合に限り伺っていきたく思いますので、消防本部に答弁を求めています。

初めに、ここ5年間の消防職員の処分の状況から教えていただきます。

(消防)総務課長

ここ5年の職員の処分状況ということでございますけれども、平成13年度から18年の現在まで、32件で延べ61人が対象となっております。この中で、公私を問わず、交通事故によるものが20件の20人となっております。また、処分、いわゆる懲戒処分を受けた職員は、1人もおりません。すべて注意等の措置と、このようになっております。

小林委員

では、まず事故が発生した場合、どのような形でだれにこの報告をするのか、それが文書であるか、口頭であるか、どちらですか。

(消防)総務課長

事故が発生した場合の報告ということでございますけれども、まず消防署の職員であれば、所属長から消防署警備課長の方に報告いたします。警備課長から消防課長、署長に報告ということになります。さらに、報告を受けた消防課長は、消防本部の総務課長に報告をし、次長、消防長への報告ということになります。

本部職員であれば、所属の課長に報告し、所属の課長から総務課長、それから次長、消防長に報告ということになります。

報告が口頭か、文書かということでございますけれども、まず事故が発生いたしましたら直ちに口頭で報告をし、後に文書による事故報告等ということになります。

小林委員

報告を受けた場合は、次にどのような手続になるのか。また処分を決める会議とその流れについて説明していただきたいと思います。

(消防)総務課長

報告を受けた次の手続ということでございますが、まず交通事故につきましては、市役所の職員と同様に、市の職員課の方で行っております。それ以外につきましては、消防で行っています。まず、事故等の内容が法令違反、あるいは職務上の義務違反、それから全体の奉仕者としてふさわしくないような行為があったと認められた場合には、懲戒審査委員会を開催して審査をし、その結果を消防長に報告し、この結果を参考にして消防長が最終的に処分をするという形になります。

小林委員

処分を決めるこの会議は何という名前なのかということと、その会議の根拠となる条例や規則などはあるのですか。

( 消防 ) 総務課長

会議の名前でございますが、会議は「小樽市消防職員懲戒審査委員会」でございます。

根拠ということでございますけれども、これは小樽市消防職員懲戒審査取扱規程の第 4 条に「公正を期するため、消防長の諮問機関として小樽市消防職員懲戒審査委員会を置く」と、このように定められております。

事故等が発生した場合には、所属長はこの規定に基づきまして、懲戒上申書を提出いたします。この上申書を受けました消防長が、諮問機関である小樽市消防職員懲戒審査委員会に対して諮問をし、委員会を開催して審査をするものでございます。

小林委員

そのような会議は、事故を起こした本人から事情や弁明などをする機会がありますか。

( 消防 ) 総務課長

この規程の第 10 条に「委員会が必要であると認めるときには、本人並びに関係人から事情等を聞くことができる」と定められております。

小林委員

この処分の決定は、最後は消防長の決裁で行われるのか、市長の決裁で行われるのか、その辺例えば具体例を示して説明していただければわかりやすいのですけれども、いかがですか。

( 消防 ) 総務課長

懲戒審査委員会の審査結果を受けまして、最終的には消防長決裁をもって決定ということになります。なお、その結果につきましては、市長に報告をいたします。

具体的な例ということでございますけれども、事故の発生から処分決定までの流れといたしましては、先ほども申し上げましたけれども、事故が発生した場合には直ちに口頭で事故の報告、そして後に文書による報告、それから所属長から懲戒上申書が提出される、この懲戒上申書をもって小樽市消防職員懲戒審査委員会に消防長が諮問する、この懲戒審査委員会の結果を消防長に報告する、処分等が決定、そして市長に報告という、このような流れになっております。

小林委員

処分は、本人にどのような形で通知されるのですか。

( 消防 ) 総務課長

本人への通知でございますけれども、それぞれの処分等に応じまして、一人一人消防長室で消防長から行われるものでございます。

小林委員

ちょっとしつこいようなんですけれども、処分を受けた職員から異議の申立てはできるのですか。できるとしたら、どのような形で行うのか、過去そのような例があったのかどうか。

( 消防 ) 総務課長

処分を受けた職員からの異議の申立てということでございますけれども、懲戒処分に対する異議の申立てにつきましては、地方公務員法第 49 条の 2 に、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対し、行政不服審査法による不服申立てをすることができる、このように定められております。懲戒処分に至らない、いわゆる措置につきましては、不利益処分をこうむっていないため、そのような制度はございません。

また、過去にそのようなケースがあったかという御質問でございますけれども、過去にはそのようなケースはございません。

小林委員

処分はどのようなものがあるか、重い順に示してください。

( 消防 ) 総務課長

いわゆる懲戒処分ということでございますけれども、重い順に免職、停職、減給、戒告でございます。

また、懲戒処分に至らない措置につきましては、訓告、文書による厳重注意、文書による注意、口頭注意というものがございます。

小林委員

ある程度重い処分を受けた場合ですけれども、その後、本人に対する給料の昇給や昇格などは影響があるのかどうか。影響があるならば、先ほど説明されたどの処分からどういう影響があるのか、教えてください。

( 総務 ) 職員課長

昇級の関係も入っているものですから、私の方から説明させていただきます。今、話しましたとおり、懲戒処分につきましては、四つございますけれども、免職は、職員としての職を失っておりますので、昇給等には関係ございません。それで、停職以下ですけれども、停職につきましては、昇給が9 か月延伸になります。それから、減給につきましては、昇給が6 か月延伸になります。それから、戒告につきましては、3 か月延伸になります。

それと、昇格ということなのですけれども、これはいわゆる人事上の昇任という意味でのことかと思えますけれども、これにつきましては、直接的な影響はないものというふうに考えております。これはいろいろな総体的な中で判断するというので、これだけで影響があるというふうには考えておりません。

それからまた、懲戒処分に至らない、いわゆる措置ですけれども、これにつきましては、その後の給料の昇給などに影響は出ないということになります。

小林委員

それで、平成14年5月に、職員同士のトラブルの問題が起きています。そのときに懲戒審査委員会が開かれております。今日出席されている理事者の中で、その会議の委員はいますか。

消防本部次長

会議の委員として、私が出ております。

小林委員

それでは、次長はこの件に関して、詳しく承知をしておりますね。

消防本部次長

事案については、その当時委員でございましたので、内容については承知してございますけれども、懲戒審査委員会という大変デリケートな中身の話になりますので、なかなか詳細の部分について話をするのは難しいと思えますけれども、概要的な部分については話せるのではないかと、そういうふうに思っております。

小林委員

何か、最初からガードをしているようですけれども、承知しているということで、二、三尋ねてまいります。この処分の内容は、厳重注意であったと思います。厳重注意書ですね。ちょっと確認します。

消防本部次長

処分の内容につきましては、文書による厳重注意です。

小林委員

その厳重注意書が、今ここに手元にあります。ちょっと読ませていただきます。平成14年4月20日、市内塩谷4丁目無番地で発生した火災の種別判定に当たり、上下関係にある者が他課の分掌事務について、親切心からの指導とはいえ、執ように関与し、そのことによって担当者にはかり知れない精神的な苦痛を負わせた責任は大きい。管理職にある者が下位の職員を指導・助言する際には、十分に相手方の立場等を配慮して行うべきであり、このたび



の人目につかない場所における指導は誤解を生じさせるものであり、明らかに不適切な行動であった。消防本部のかなめの部署である管理職として、職員の指導・助言をするに当たり、適正を欠いた責任はまことに重大である。今後、職員の指導・助言に当たっては、一層の慎重を期し、再びこのようなことを発生させることのないよう厳重に注意する。平成14年5月21日、小樽市消防長。これ、間違いありませんね。確認します。

消防本部次長

文書につきましては、消防長から直接個人の職員に交付されているものですから。ただ、その前提に至る懲戒審査委員会の中でのそういった意見を踏まえて消防長が措置したと思うので、内容については私の手元にはございませんけれども、そのような内容でなかったかと、そのように思っています。

小林委員

内容については、手元がないからわからないということですか。

例えばこの今、内容を見ても、当人の人格を否定するような、また管理職失格のらく印を押したような非常に厳しい内容だと思います。これは、次長、あなたが起案して作成したものではないのですか。ちょっと確認します。

消防本部次長

こういった文書、厳重注意については、私個人がするというものではなくて、先ほども申しましたけれども、懲戒審査委員会の中で、それぞれの意見のいろいろな合議制の下に、結果に基づいて行われたものであり、私個人の考えで行くと、そのようなものでございません。

小林委員

それでは、あまり何か遠回しのような、自分のちょっと責任を回避するようなことです。この厳重注意の文言について、ちょっとやりとりをさせてもらいます。上下関係にある者が他課の分掌事務について執ように関与したとありますが、火災出動の報告や記録に関する書類の処理は、警防課の分掌事務であるのではないですか。この辺どうですか。これに教えてください。

消防本部次長

火災のこの種別につきましては火災原因を担当している部署ということで、その直接の今、課の名前はちょっと言えませんけれども、そういったところでやっています。今、委員からお話があったその課については、火災の記録というようなことで、いろいろな事案が起きて、火災に限らず、救助、それから救急と、そういった事案の最終的な処理を行っている所管を持っているものでございます。

小林委員

いや、火災出動の報告や記録に関する書類の処理は、警防課の分掌事務ですねと聞いているのです。いや、そうならそうだ、そうでないならそうでないで、それでいいのではないですか。教えてください。

消防本部次長

確かに今そういう話なのですけれども、ただ、先ほど委員がおっしゃったこの文書、厳重注意の今お話のあった中のこの火災原因の判定というのは、これは警防課ではなく別な課で行っております。

小林委員

それでは、その決裁をする上で、上席にある者が矛盾を認められる書類の訂正とか是正を促すのは当然だと私は思いますけれども、いかがですか。それを執ように関与したということは、どういうことですか。今、小樽市は行革の問題でグループ制がとられていますけれども、これは何のためなのですか。この辺についてはどうですか。

消防本部次長

先ほども言いましたけれども、なかなかちょっとデリケートな部分なので、突っ込んだ話はできないのですけれども、今、執ように関与したというようなことで、概略をちょっと話したいと思いますけれども、火災の判定の種別については、ある課がこれを判定するわけでございますけれども、ただ、いったんその課で判断を下した内容に

ついて、それなりの疑義があって是正を求めたにしても、違う課の職員が担当職員に是正を求めるというケースが複数回あったというようなことから、こういった措置がなされたというふうに思っています。

小林委員

先ほどの嚴重注意書の中に限りながら私は質疑というか、自分がまだ納得しない面とか、そういうことで聞いていますから、答弁の仕方、聞いたことにきちんと、それだけ答弁するように。消防本部としては組織があって、あなたが言うようにいろいろあると思います。

それでは次に、担当者にはかり知れない精神的苦痛を負わせた責任は大きいとありますが、このはかり知れないというのは、何を根拠として基準としたものなのですか。はかり知れないという、その基準は。

消防本部次長

指導やアドバイスというのは、いろいろな方法があると思うのですけれども、他の課の上級の職員から複数回にわたり呼び出されまして、既に担当課が出している判断の是正を求められたことにつきましては、下位の職員にとってはやはりこれは気持ち的にかなり参るようなことではないかと、そのような判断の下で行われたのではないかと思います。

小林委員

私と次長がやりとりして、皆さんが聞いていて、ちょっと焦点というか、私の聞いている意味というか、私は何を言おうとしているかということがちょっとぼやけてくるので、ちょっと私なりに考えてきた部分というのをきちんと話させてもらいます。この嚴重注意を受けた者は、一貫して全く身に覚えがないと主張をしたと聞いております。これでは、この相手方の言い分をすっきりうのみにしてというような一方的な判断であると、そう思うのですが、いかがですか。それだけに答えてください。

消防本部次長

懲戒審査委員会の中で、一方の職員だけではなくて、やはり双方の職員からも事情を聞かなければ、いろいろな審査もできないものですから、このときはそれぞれの職員をその審査委員会に呼びまして、それぞれの事情を聞いた上での判断だと思えます。

小林委員

適正な判断だったということですね。それでは、私はこの問題を取り上げたときに、暴行、強迫、どう喝という事案であったと思います。けれどもこの注意書の中身に、暴行などの部分は触れられておりませんが、これはなぜですか。そういう事案であったのでしょうか。答えてください。

消防本部次長

今、委員からお話があったような内容については、なかなかそういうデリケートな部分でございますので、そういう話にはできない。ただ、懲戒審査委員会の中では、やはり当然そういったもののあるなし、そういったものを含めてそれに至った経過、そういったものを含めて判断したものと、そのように思っています。

小林委員

けれどもこの問題、暴行と強迫とどう喝の問題での事案ではなかったですか。そういう問題で始まった問題だったと思います。それで、その注意書の中を見れば、暴行の部分は何も触れていない、ちょっとそれはおかしいのではないですか。ちょっとその辺何かぼやけているのだ。

消防本部次長

重ねての答弁でありますけれども、その関係の上申書といったいろいろな内容もございましたけれども、ただ懲戒審査委員会の中ではそういったものがあつた、ないという、そういうものはなかなか特定することはできませんでしたが、ただ先ほど言いましたけれども、それらに至るまで、やはり違う課の職員を上級の者が複数回呼び出すという行為そのもの自体に対しての注意があつたと、そのように思っております。

小林委員

確証とか確認はとれなかったと今ちょっと話しましたね。そういうことでもやはり執ように関与したとか、相手にはかり知れない精神的苦痛を負わせた。この事実をとらえるのがおかしいのではないですか。いや、その確証がきちんとしていないで、そういう。だから私が言うように、これは一方的な判断ではなかったのかと、そう思います。私、調べました。当時の担当課長が過小な報告をしようとしたものを、いわゆる国の基準に従って是正するように求めたものと聞いております。これは自分が担当している課長職として、誠実な職務を遂行したと、私はそう思います。したがって、管理職として適正を欠いたという部分も、これは全く不適切きわまりない表現だと私は言わざるを得ません。どうですか、その辺。

消防本部次長

いろいろな仕事の中でそういった是正を促すという行為はいろいろあると思うのですが、ただ他の課にもしそういうような話があれば、当然やはり責任者同士が解決するという、そういう手続が一般的なものでございまして、ただこのケースにおいてはそういった部分がなかったということで、このような措置になってございます。

小林委員

それでは、私の見解を少し話しておきます。処分の流れについていろいろ聞いてきました。何といたってもやはり事故を起こさない、不祥事を起こさないのが、私は第一だと思います。これはもう私の大前提です。

最後に消防長に伺いますが、就任されて以来、訓辞等でも文書によるものでも何でもいいのですが、事故や不祥事防止について、何か職員に対して行っていけば、その内容を説明してください。

消防長

私が消防長を拝命いたしましたのは、平成17年4月1日でございます。それから以降、何回かお話のあった庁達なり指導をしてございます。今振り返って確認しますと、合わせて10回ほど庁達等を出してございます。全部ということではないのですが、どのような内容のものがあったかということでございますけれども、例えば交通事故にかかわって事故を起こさないようにということですが、それから年末年始における服務規程の問題、それから消防の資機材の保守・点検、管理の問題、それから飲酒の部分にかかわるこうしたものにおける事故の防止ですとかいろいろな形のものがございます。それぞれその時期、あるいは何か事故があったときに応じて、全職員に指導・指示をするべきということにつきまして、10回ほどそんな内容で庁達を出してございます。

小林委員

いろいろと説明していただきました。

最後に、消防本部に一言申し上げておきます。私は、この懲戒審査委員会に関する件で、第1回定例会の予算特別委員会で、平成14年の暴行、強迫、どう喝等にかかわる消防本部の懲戒委員会について、適正を欠くと思われるものが認められるという、すなわちその審議事案の根源がいわゆるガセネタであった可能性があり、職員の名誉にかかわる重要な問題であると指摘させていただきました。その真意を含め、今後、議会での質疑を検討している旨の発言をしたのは御承知だと思います。私はこの問題に関して、これまで当事者である職員はもとより、その者の同僚や先輩の方々からも聞き取り調査を行ってきました。その結果、この問題は、痴漢やセクハラ問題のように、騒いだ者が勝ちというような構図が見えてきたと、私は判断しております。しかしながら、この種の問題に関しては、議会の場で是非を問うのは、結果はどうであれ、いかなるものかと考えた結果、私はこのガセネタに関する発言はあえて控えてきたわけでありまして、消防長におかれましては、就任前のこの事案で、詳しくは承知していない部分もあるかと思いますが、消防本部が当時の対応に適正を欠いたために、職務を忠実に実行した側の職員を裁く形となり、ガセネタを発した者が何らのとがめを受けなかったという事実を十分に理解していただき、二度とこういった問題が議会で取り上げられることのないよう、お願い申し上げます。

なお、この問題を議会で取り上げたのは、消防本部に対して、何らの措置を求めるものではありません。この問

題を取り上げたのは、これからどうしてくれとかと、そういうものではありません。ただ、私は、三十数年間誠実にまじめに職務を遂行し、消防学校の教官や消防大学での教育を経験するなど、立派な経歴をたどってきた功績のある職員に、汚点を残すことなく消防生活を全うさせたい、そう願う気持ち以外には何物もありません。

また、消防本部が私の発言に異論、反論があるのであれば、いつでもこのガセネタである根拠、証拠を示させていただくことをここで申し上げまして、私の質疑は終わりたいと思います。よろしいですか。

総務部次長

先ほどから消防本部次長が、答弁がなかなかしづらいという形になっています。そもそもこの任命権者である消防長の裁量の下において行いました行政処分でございますので、これにつきましては、例えば情報公開制度の中におきましても、職員の身分にかかわるものについては個人情報があり、公開できないということになる。そういう意味において、個人が特定されるような形の答弁というのはなかなか難しいものですから、今のようなちょっと答えづらい形になっています。

それから、そういう意味でこの場でやりとりすること自体が、私自身は適切であるかどうかというのは、ちょっと疑問は持っております。

それから、先ほど域を越えてといいますが、本来であれば市役所組織の中では、これは小樽市の事務分掌規則にもありますけれども、例えば「部長、課長、署長は、上司の命を受けてその所管事務を所掌し、所属職員を指揮監督する」とあります。ですから、所属していない職員に、顔見知りかもわかりませんが、いわゆる先輩として忠告をするというようなことで、優しく忠告するということはよろしいのですけれども、何度もいわゆる組織として決めた判断を覆せというようなことであって、また判断をちょっと違ったものにしろということ自体が繰り返されて行われるということは、適切ではなかったのではないかとこのように思っております。

それから、ガセネタという部分ですけれども、これは正式な審議の場で、私が聞いている範囲では、それぞれの加害者・被害者の話もその場で聞いたというふうに伺っておりますので、その上で正式に決めたものでございますので、その判断には間違いなかったというふうには思っております。

小林委員

ちょっとやめるつもりでいましたけれども、いや、聞いているとき私は、本人の不利益になるとか、非常にこの嚴重注意書の内容をやりとりして、本人が窮地に追い込まれたという気は、決して毛頭ありません。最後に話したとおり、本人がぬれぎぬ、汚名、そして全然事実等がないことを、消防本部では前段のやりとりで嚴重注意書という非常に軽度のものであったという説明ですけれども、それではもう一回読みますか。上下関係だとか、はかり知れない精神的苦痛を負わせたとか、管理職として職員の適正を欠いたとか、これはもう全く人権を阻害するというか、非常にこれは厳しい内容なものですから、私はあえてここで話したいことは、最後に、あと残された消防職員としての生活を、やはり本人に異存なくというか、大切なこの職場に来る課長に対して、そういうことなのです。それは誤解のないように。私は、そういう気持ちで今日やりとりをしました。何かあなた方が、いや、そうでないのだと。それではこのガセネタ発言がだめなのなら、もう一度そういう席で本人、当事者、暴行を受けた当事者とやらせてみたらどうですか。私の方からそれではそれを提案しますよ。

総務部次長

はかり知れないという部分は、加害者が大したことがないとしても、これは被害者の立場で、やはりこれはセクハラ等と同じですけれども、これは私としては非常に厳しいことであったというふうに思えば、これは主観と客観の違いでございますので、そういう意味でいわゆる被害者本人の考え方としてははかり知れなかったと、いわゆる第三者から見ればはかり知れない精神的な心労があったということでこれは考えています。

それから、私どもの方の管理職は、先ほどもありましたけれども、日常の仕事、業務遂行の中で、やはり市民対応がまずいでありますとか、仕事が期限までできないとかというときには、いわゆる業務上の指導をするわけです。

その指導が繰り返されたり、また内容がやはり今後繰り返されることのないような、通常の管理職が行う口頭の注意では済まされないという程度になった場合については、これは嚴重注意とか、先ほどの 4 段階、それがさらに市民にも公務員の信用失墜をするようなことになりましたら、それはいわゆる処分としては懲戒処分ということになりますけれども、今回は案件は懲戒であろうということで諮りましたけれども、懲戒処分には至らなかった、行政処分。ただ、一上司が日常でただ注意しただけではおさまらない、又は他課にまたがった事案でありますので、今回のような処分になったということです。

小林委員

いや、やりとりしたからって、そんな簡単に終わる、いや、私の考え方が、市長をはじめ皆さんがどういう組織をあれしているか知りませんが、一職員が非常に。いいです、やめます。

消防長

今、委員からのお話をいただきました。今のお話の案件というのは、私が就任する前のことではございますけれども、やはり市民から負託を受けた消防行政として、その組織としても、また職員のあり方としても、万全な形で遂行していくということが大事なことでございます。そういう意味では、今後、そのようなことがあった場合につきましても、私なりの厳正な手続の下に十分検討し、判断し、全職員が一丸となった消防行政を進めていきたいと考えておりますし、そういうようなことで努めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

小林委員

はい、了解しました。

---

大島委員

小林委員の質疑に関連して

関連いたしまして、私の方からはお願いをしたいと、こういうふうになっております。実は今、小林委員の方の質問がございました。私も今日、小林委員から資料を見せていただきまして、この中に平成14年4月5日から8日にかけて、10名の方の事実の検証ということで、それぞれがサイン、なつ印したものが手元にあります。この中に、私、大島護議員の名前がたびたび出てくるものですから、あれ、どうしたのかなということで。そうしましたら、私は日ごろ山の上に住んでいるものですから、非常にまち場の火災のサイレンの音が、救急車であろうと、消防車であろうと、とにかく聞こえるのです。その都度、今の出勤はどこですかということで尋ねているのです。そのときに電話が来たとか、来ないとかという内容なのです。

それで、一つお願いしたいのは、要するに市長がいつもおっしゃるように、いろいろな職員がいるのだと。そういうことをよく私は聞いています。消防にもたびたび私も今までにいろいろなことで質問をし、また信頼関係が大事なのだということをお願いしております。そのようなことから、これだけの職員がおりますし、当事者は今、ナンバーツーにもなっておりますし、そういうふうになっております。平成14年、15年ですと、当時の方々が。そういうことで、これからも一層職員間の信頼関係については十分気を使っていたきたいと、そのように私は皆様方に要望いたします。答弁は要りません。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

---

秋山委員

融雪施設設置資金の貸付けについて

このたび提案されております議案第 9 号及び第10号に関連して伺います。

第 9 号が特別会計設置条例の一部を改正する条例案、そして第10号が融雪施設設置資金貸付条例を廃止する条例案ということで、融雪施設設置資金貸付事業を廃止するというものなのですけれども、改めてこの事業について聞かせてください。

( 建設 ) 庶務課長

この事業につきましては、市内の融雪施設の設置に要する資金の貸付けをするということで、対象は20歳以上の市民、それであと居住する自宅を持っている条件とか、市税を滞納していない方に対しまして、貸付限度を100万円としまして、60月以内の返還という形で、その融雪施設設置資金を市が直接貸付けを行う事業という内容になっております。

秋山委員

それで、このたびこの事業を廃止するという背景について説明願います。

( 建設 ) 庶務課長

この事業につきましては、平成12年度から開始しております。平成18年度まで、その間817件の利用があり、一定程度その役割を果たしたものと考えられること、また市内金融機関にも融資制度があり、今後設置を希望される方は金融機関を利用していただきたいということもございます。また、背景として財政負担というものも金額的に大きな負担になっているため、このようなことからこのたび廃止をしたいと考えて提案いたしました。

秋山委員

おととい、本会議の質疑を聞いておりましたら、当初は降雪量によるのだというような内容を言いながら、何か利用数の方は増えてきているなというふうに聞いておりました。今、まちの中を歩いていまして、新しい住宅に建て替えるという光景が目につきます。この際に設置したいという市民要望もまだあるのだろうというそういう中で廃止するというのは、もったいないという思いもあって聞いておりましたが、この貸付事業をするに当たって、市としてどれぐらいの資金が要するのかという部分と、平成17年度、小樽市の持ち出し分というか、融資に係る金額というのはどの程度だったのでしょうか。

( 建設 ) 庶務課長

まず、貸付件数が年々増えているという御質問でございますが、平成12年度に始めた当初は年間で336件、平成13年度は133件という多数の申込みがございました。その後、平成14年度49件、平成15年度は81件、平成16年度は38件に落ちています。平成17年度、大雪があった年なのですが、その年に一気に107件に増えまして、今年度、また今年も大雪の後に73件という数字になっています。私どもの判断としましては、やはり雪が多かった年には申込件数が増えて、雪が少ないときには減っているということもございます。他市の状況を調べましても、創設時期からかなり件数も減ってきて、やめている市もあるということも聞いてございます。状況についてはそういうことで判断してございます。

平成17年度の融資の金額でございますが、先ほど言いましたように107件の件数がございまして、貸付金額としましては8,878万円となっております。

秋山委員

前の年が少なかったために、次の数が多く聞こえて、増えているというふうにとらえたのかと思います。こういう中であって、今、小樽市の財政も厳しい中で、こういう事業を続けるということも、実態を考えたときにはやむを得ないのかというふうには思っておりました。

関連して、議案第 9 号も条例改正案なのですけれども、この廃止に当たって、新たにまたこの制度をつくってほしいというような声も出てきておりますけれども、これに関して小樽市は廃止するというときに、また新たな制度をとという方が出ているということに対して、それだけ市民要望があるのかというふうにもとらえられるのですが、その辺に対してどうでしょうか。

建設部長瀬次長

議案第 9 号、第10号に関連しまして、融雪施設設置資金の貸付けということで御質問がございました。先ほど課長から説明しましたように、これにつきましては、800件以上の貸付けが現在ありまして、金額につきましても7億円近い貸付けということです。ただ、これは市の方が直接貸し付けしまして返していただくという制度で、他都市の例を見ましても、かなり道内ではこういう制度を設けているところはございますが、直接市が貸し付けする制度というのはございません。このため、通常は全額返していただければそれほど財政的な負担にはならないのかもしれませんが、欠損金が出ているということと、あるいは滞納の状況が見られるようになってきたということで、あまり長くこの制度を続けていけば、やはりリスクの方が大きくなるのではないかと、こういうことも判断しまして、このたび廃止したい、こういうことで提案させていただきました。

また、これにかわる制度につきましても、利子補給とか金融機関をあっせんするとか、さまざまな考えもございますが、どういった点がネックなのか、あるいはどういうことでまた対応できるのか、これから研究させていただいて、進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

秋山委員

確かに、小樽市がこういう財政の中、直接貸付けをするということ自体、厳しいというのは納得できます。そういうことで、今、銀行とか違う制度があることを紹介するというのを、市としては考えていきたいという方向性なのですか。

建設部長瀬次長

他の制度ということですが、市内の金融機関をいろいろ調査いたしましたところ、やはり融雪の関係の融資制度を持っているところはかなりございます。そういった中で、金融機関ですから当然いろいろな条件がございますけれども、そういう条件の中で、なるべくたくさんの方に借りていただけるような制度として維持していただけるかどうか、市の方としても金融機関と話し合いをしていきたいと、このように考えております。

秋山委員

校長と教育委員会とのかかわり及び情報の共有について

では、質問を変えます。

教育委員会に伺います。一般質問で、児童・生徒を取り巻く問題等についてということで質問をさせていただきました。その中で、校長の教育委員会とのかかわりということで尋ねたときに、教育長の答弁ですけれども、「常日ごろ校長がみずからの権限と責任を自覚し、適切にリーダーシップを発揮して、子供、保護者、地域から信頼される学校づくりが必要だ」というふうに答えていただきました。校長みずからが権限と責任を自覚し、適切にリーダーシップを発揮するという部分が難しいのかというふうに感じたものですから、実は質問の終わりの部分、例としてこういう地域からの声があって頑張っていますよというのを、2点ばかり述べさせていただきました。

その一つの例の方で、何とかこの地域に子供たちの安心・安全のために協力いただきたいということで、子ども110番の家を、その案を出したときに、校長の方が渋ったのです。母親にすると、何かその仕組みがよくわからないから、校長ときちんと話をすると、すべて各教員の方にいくものだという感覚があるものですから、何で校長がすぐオーケーを出してくれないのかということで、かなり悩んだみたいです。でも、その事業を進めたいということで、思いきってそれならばというので直接教員に当たったところ、スムーズにというか、乗っていただいて、何名かの方に当日参加してもらった。びっくりしたのですけれども、この後日談の教員の方から、いや、正直言って今まで子ども110番のステッカーを張ってある家、あれを見ても意識の中にあまりなかったということに、まず一つあれと、どういう感覚があるのかなというふうに思いましたけれども、そのことを通して、地域の方が身近に感じられるようになったという、もう一步前向きな態度に変わったというところから、どうしてPTAを通すと多くの教員とスムーズに話がいくが、校長から話が行くとストップしてしまうという部分が不思議だというのが1点と、も

う一方の話ですけれども、やはりすごく校長が一生懸命で、皆さんそれぞれの立場で子供のためには一生懸命なのです。でも、その立場でこういう事故を契機に飛んできてくれたのは校長でしたし、一緒に歩いてくれました。そして、その道々の話の中で、実は冬になると本当に子供がこの道を渡るのは大変なので、自分が早く朝出てきて、スコップで雪道の山を崩して、子供たちが通れるようにしているのだとの話を伺ったとき、人の見えないところでこんなに頑張っているのになぜか、いつも行動するのは、一緒に動いてくれるのは校長だけなのです。そのところが不思議だな、悪いことをやるのでなくて、子供のためにいいことをするのに、どうして教員が乗れないのだろうかという部分が、不思議に思っていました。

昨日、答弁で、校長みずからの権限と責任を自覚し、リーダーシップを発揮するということに、これをいつも教育長の方から言われると、校長は厳しいのだろうな、きついのだろうなという思いで、ここを実は聞いていたのですけれども、そういう部分で教育長から話をされたときに、校長は学校に帰ったとき、どの程度まで皆さん教員の方へ浸透できるのかということが心配なのですけれども、この点いかがなものでしょうか。

(教育) 学校教育課長

まず、校長と教員のかかわりというようなことですけれども、校長には学校を管理するというか、所掌するということがございまして、その中で校務をつかさどるという形の中では、教育の内容とか、所属教職員の管理とか、子供の管理、それから学校施設の管理とかというようなことを、それぞれ権限という中では行ってございます。そういう中で、まず校長として一つ大事なことは、例えばその学校をどういった形で経営していこうか、子供をどういった形で導いていこうかとかという、そういったことをまず大前提に考えて、校務分掌というのは決められます。

そういう中で、職員会議という校長の諮問機関がございまして、そういう中で校長は自分の考えなり、そうしたことを教職員に伝えると。それから、例えばいじめ問題とか、それから通学路の安全とかという、そういったときに教育委員会からの話があれば、そういった話も当然職員会議の中で話をして、教職員に対して説明をして理解を求めていくという形になってございます。

ですから、今、委員がお話しされたように、今回の安全に関しては、私ども教育委員会の中では、今年の夏、市内13会場におきまして、全小中学校の校区において、そういった講習会を開いて、それから学校だけではなくてPTA、それから地域の方、それから町会の方、それにボランティアの方とありますが、そういった方々を集めまして、子供の交通安全について、子供の安全確保についてボランティアの活動をしていただけないかということを教育委員会と学校が中心になってやっております。そういう中で、今、委員の方からお話がありました子ども110番の家の巡回とありますが、見てみようという話が起きたとか、それからもう一つ後段にありました雪山の関係とか、そういったことが起きていると思います。

ですから、校長が渋ったとかというお話でしたけれども、それは私もちょっとどういう状況かわかりませんが、校長はやはり子供に安全に登校していただいて、そして学校の中できちんと教育をして、また送り届けるというのが職務でございますので、この目的に向かって教職員とともにやっているというふうに考えてございます。

秋山委員

今、全中学の学校単位として13会場と答弁の中でありましたけれども、これはすべての学校の方、かかわる方は全員参加されての会合だったのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

全小学校・中学校、中学校は一つの単位としてそれに小学校を組み合わせさせてやっておりますので、忍路の場合は長橋の方に統合してやったとか、そういう形の中でやっております。それには学校の校長、教頭、職員も入っているケースもございまして、地域の方、先ほど申し上げたPTAの方、それからそれに伴う退職校長会などのボランティアの方、そういった方々を集めて、そういった講習会を開いて、地域の目で子供たちを見守っていきたいと、そういうことが抑止力になりまして、子供の安全につながるという立場の中で開催してまいったところでご



ざいます。

秋山委員

足を運んでくださる方は気持ちがあるから皆さん集まってくださる、それはいい方向に進むのかとは思いますが。その前に、各小中学校においての取組の話がありましたが、学校評議員や P T A 集会、学級等の父母会を開催していじめの状況をうんぬんという話、そういう中でどのような意見が出されたのか聞かせてください。

( 教育 ) 指導室寺澤主幹

全学校において、いじめにかかわって学校評議員会を開催して、校長の方から評議員に自校のいじめに対する取組の状況とか、いじめの実態とか、それから教育委員会の取組、そのようなことを説明しております。その中で、いじめのとらえはどういうとらえ方なのだろうかとか、いじめている子供に対してどんな指導をしているのだろうかとか、相談の窓口はちゃんとできているのか、そのような意見が出されております。

秋山委員

この小樽での事件があったときに、各学校長を通して連携をとりました、情報の共有という、一部の P T A 役員から出ていたかと思うのですけれども、校長には通しているけれども、P T A の役員、自分の心配というところまでまだいっていないみたいな感じなのですけれども、参加して受けた方々がどの程度自校で流されているのかという部分がすごく気になるのですけれども、こういうところはどこまで流したと言えないのでしょうかね。

教育長

まず、情報の共有についてなのでありますが、今回の中学校での自殺予告の手紙をもらう前に、滝川市の件が出たときに、全校の校長に集まっていたきまして、1 時間以上いじめについての確認ですとか、いじめの概念ですとか、そういうのを相当力を入れて校長に理解してもらいまして、恐らくそれを踏まえまして、全部の学校で学校だよりに必ず何らかの形でいじめにかかわることについて載せていると思います。さらに、学校評議員ですとか、小樽市 P T A 連合会ですとか、あらゆるところを使いまして、一人一人の会員まで何とかおろすようなあらゆる手だてを使ったわけでございます。不幸なことに、最終的に耳まで入らない会員がいるかもわかりませんが、いずれにしましても、学校だよりに、それから学級担任が必ず便利には出すようにということで、また市教委と小樽市 P T A 連合会からのアピールですとか、いろいろな方法を使って情報の共有化には努めているところでございますので、もし一人一人の耳元にまで届いていないようなことがありましたら、また再度どういう方法でおろしていくかということで考えてまいりたいというふうに思っています。

秋山委員

一人一人というのではなく、P T A の三役を務めるメンバーにまで入っていなかったようなことで聞いたものですから、あれだけ情報共有したいという思いでいるのに徹底されていないのかというふうに感じたものですから、今聞かせていただきました。その部分に関しては、各学校ともかなり気を使っているのだなというのは、町会の回覧板で、かわりのある校区には学校だよりというのは回ってきます。ただ残念なことに、すぐ隣に回してしまわなければならないというので、残らないということがもったいないというので、必要なときはコピーをとって保管はしておりますが、もう少し地域の中という部分は広げていけるのかというふうに感じております。

クラス全員へのお土産について

関連というか、こういうことってどうかと思う件があるもので、最後に 1 点聞きたいのですが、実は今、小学校低学年、1 クラスの人数がすごく少ないんですね。二十数名というくらいで。実は、どこかに出かけたとき、全クラスみんなに土産を買っていかなければならないのだということが耳に入りまして、「えっ、昔からありましたか」って。差別化につながる、行けない子はどうするの。だって、みんなが買ってくるのだ。仲よきことはいいことなのだけれども、勘違いにもつながるのかなと。一部の若い教員が、やはりどこかに行ったとき、子供たちがかわいいからみんなに土産を買ってきてくれているというのもあるのです。そこから親しさを感じる努力をされてい

るのかな。それが一因となって、どこかに行ったら必ず物を買ってこなければならないというような風潮になるとするのは、ちょっとどんなものかと考えさせられる面があったものですから、だめとか、いいとかという問題ではなくて、ところが若い母親にそのことを話すと、いいんじゃないという感覚なのです。それが、私なんかもうロートルですから、この差別化が、ここから起因していじめにつながらないのだろうかというふうに感ずるのですけれども、いいんじゃない、大して苦しめていないという考えが世代間の違いなのかというふうに感ずるのですけれども、こういうのはどんなものなのでしょう。

( 教育 ) 指導室長

今、大変非常にフォーマルな、公式的な話と、非常にインフォーマルな話、例えば、子供たちの関係というのは、実は学校における関係だけではなくて、例えば教員のうちに子供たちが訪問して、そこで一緒に遊ぶとかという中でのかかわりの深さというのは、これは実は卒業した後も思い出が残っておりまして、私も学校で教員をしていた子供たちが夜中の10時ぐらいに訪問してきまして、中学生のときの悩みの相談に乗ったりとか、それが20年もたちましても、今でも思い出として残っているとかがということはあります。

それぞれの個々のケースがございしますが、ただ公式的なことだけではなくて、日本の教師のよさというのは、そういうインフォーマルなところのつき合いも大事にしながら、教員というよりは教師という、「師」というかかわりを大事にしてきたのではないかと思いますし、その部分で行き過ぎはやはり考えていかなければなりません、その辺十分な良識を持ってということであろうかと思えますし、そういう意味では職員室の中でも十分そういう先輩、後輩の中で、子供とのかかわりを、インフォーマルなかかわりの中でどういう節度を持っていけばいいのかという情報交換をしていくことが大事なのではないかと、そんなふうには思っております。

秋山委員

そういうつながりの中で私たちも育ってきたものですから、そのつながりが今欠けているのかな、それが物と物とのつながりであってはならないというふうに感じたものですから、聞かせていただきました。

龍徳寺前の歩道橋について

国道にかかわる問題ですから、国の問題になるかと思うのですけれども、といいましても市道を通って国道にかかっている歩道橋の件です。何か所かあるのですけれども、あの小樽潮陵高校から下がったところにある寺の前、龍徳寺ですね。あの地域のメンバーで、実は信号機を設置してもらいたいという声があったのです。ということは、国道を小樽築港駅から来ると、右折すると中央バス、あそこでかなり渡りづらいとか、いろいろな面があって、そして龍徳寺側には横断歩道がないのです。潮見台側に行くとき初めてバス停があって、横断歩道がある。渡りづらいというのと、冬になったときに、歩道橋があるために、歩道が狭くて雪山でがたがたで、お年寄りが滑って転んでかなり危険だということで、何とか寺の横で1本手前の交差点まで下げて信号機を設置できないのだろうかということで、署名運動をするかというところまで発展したのですけれども、ちょっと厳しいから見合わせようという中で、たまたまあの歩道橋を渡りました。

ちょっと時期的に悪い日に渡ったものですから、あの階段がかなり利用されているのだというのは、あのすごさでわかったのですけれども、真ん中が引っ込んでいて、まともに歩けない。べちゃべちゃの水たまり、そのまま階段という形で。横の方に寄って、手すりにつかまりながら上がっておりていかなければならないほどすり減っているという状態で、これ冬になったらロードヒーティングになるのかと思いましたが、いずれにしても凍ったときにこれが事故につながったらどうするのだろうかという思いがあったのです。

先ほど聞きましたら、それは国の管理だというものですから、事故があったら、どこが責任をとるのかと言ったら、それも転んだ場所によってというようなことで、もうそんなわけにもいきませんので、国で常にチェックもしていませんでしょうし、そういう声があったら、どのようにされるのかと思ったものですから、最後に1点聞かせてください。

( 建設 ) 庶務課長

龍徳寺前の歩道橋につきましては、委員がおっしゃるように、国の施設ということでございます。市民の方々も、これは国道、道道、市道という判別がつかない中でいろいろな声が我々のところにも、この道路のこういうところが悪いという話は多く聞きます。今回もこういうような状況の中で、国も通常パトロールはやっている中でも、こういう水がたまるとかというのは晴れたときにはわからないような状態があるもので、なかなかパトロールで見つけられない部分もございます。こういう声があった場合、我々も国に対しまして、こういう要望があったので、点検して補修する部分は補修してくれというものをファクスで担当課に送ったり、電話でお願いして、対応すべき人がいれば、そういうところに連絡してくれとか、そういうことでお互いに連絡をとり合って調整させていただいています。

国におきましては、一般的に道の相談室という形で電話番号をいろいろ出しまして、これも道路に関するあらゆる情報を教えてくださいという、そういう危険箇所とかがあった場合、国が入手したそういうような箇所についても、今度市道であれば、市に対してこういう箇所についてそういう話が来ているよというものをお互い連絡をとり合いながらやっておりますので、今、委員がおっしゃいました部分につきましては、早急に我々も今の場所を見まして、国に対して修理要望はしていきたいと思っております。

秋山委員

よろしく願いいたします。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
佐々木(勝)委員

財政問題について

財政問題について3点伺います。

一つは、代表質問で、私は、現在、市債の残高はどれくらいかというふうに説明を求めました。そうすると、1,273億円ということでありました。これは全会計ということだったのです。なぜ聞くかということ、いろいろなことで、夕張問題を含めてということで、もう小樽市は赤字の自治体だということの名前を売っているものですから。そういうことで、小樽市は借金で1,273億円も抱えているということを見る人は見るということ。それで、夕張市と比較して、いろいろやりとりの中では実態が違うのだらうということで、話の経過は聞きました。そういうことで、数字がひとり歩きしていると、誤解をする部分があるということは私も思いますので、この市債の残高の内訳、これをまず知らせてください。

( 財政 ) 財政課長

市債の残高であります、一応大きく一般会計、特別会計、企業会計、大きな区分で分けると、一般会計が637億円、特別会計が118億円、企業会計が518億円となっております。特別会計の中には、病院会計、水道会計、下水道会計等が含まれております。

佐々木(勝)委員

そういうことで、全会計を合わせてということでの話ですから、1,273億円という数字にはなると思うのですけれども、この市債の残高を比べようがあるのかどうか、これを他都市と比べることができるのかどうか。あるとすればどういう方法でやるのでしょうか。

( 財政 ) 財政課長

比べるとすれば、1人当たりですとか、標準財政規模に対する割合とかで比べるのが一般的かと考えております。ちなみに、夕張市のお話がありましたので、普通会計ベースで数字を言わせていただきますと、先ほど言いまし

た普通会計ベースで、小樽市で言えば約695億円です。一般会計プラス住宅会計なんかも入ります。それを小樽市の平成18年3月末の住民基本台帳人口なのですが、それで割りますと1人当たり約49万円。それで、夕張市と比較させてもらったら、夕張市で同じベースで比較しますと、普通会計での長期借入金が約149億円になっておりますので、これも18年3月末の住民基本台帳人口で割りますと約112万円。小樽市の2倍以上という数字になっております。

道の方で、昨日、平成17年度の普通会計の決算ということで公表されて、全部の資料は取り寄せてございませんけれども、その中で留萌市が赤字団体ということで新聞等に載っていましたので、その留萌市と比較しますと、同じベースでいくと1人当たり96万円程度になりますので、その比較でいきますと、小樽市より厳しい状況になると。小樽市自体もはっきり言いますと累積赤字額を抱えておりますので、代表質問での、市長の答弁にありますように、決して財政状況は楽ではないので、今後、累積赤字をやはり何とか早期に少なくしていくということで取り組んでいかなくてはならないと思っています。

佐々木(勝)委員

難しいことをわかりやすく説明していくということは、市民にとっては大事なことだというふうに思います。それで、今聞きましたけれども、市債の今後の動向といいますが、これはどういうふうな押さえですか。

(財政)財政課長

今回、市立病院調査特別委員会でも示しました、この一般会計の収支計画をベースに答弁させていただきますと、市債につきましては、一般会計の方では新規事業というものは、今、計画されているもの以外は見えておりません。その中で、当然毎年出てくる道路の補修ですとか、河川の改修工事とか、一定のものは同じような金額で見えております。その中で、今後の見通しということであれば、一般会計につきましては、こういう状況にもあることから、市債の残高については減少していくということで、昨日の市長の答弁にもありましたように、今650億円弱の残高が一応343億円と、そういうところまで減少するというところで見ております。あと、企業会計ですとか病院会計は、今後予定しております新病院等がありまして、これにつきましては、この部分での起債の残高については増える状況にあると思います。全会計を合わせますと、今回の収支試算で見込んだ中でいきますと、先ほど来あります1,273億円の起債につきましては、今、私の方で試算しているところによりますと、平成25年度ころには1,000億円を割るであろうということで、試算はしてございます。

佐々木(勝)委員

それで、その次の項目です。ここの次の観点は、市の予算を含む自治体の予算というのは、わかりづらい会計とつか、そういうことになっていると、私もそれについてわかるのですが、それで先ほどのいろいろな融資の関係だとか、それから特別会計から違うところに金が出て行くという状況で、まず一般会計から繰出金が、どういふものにどれだけの繰り出しをしているのか。

(財政)財政課長

今、一般会計からの繰出しということで、国民健康保険事業会計ですとか老人保健会計、そういう特別会計に対する繰出しと、もう一つ、病院事業会計ですとか、水道事業会計、下水道事業会計と言われるこの企業会計に対する繰出しがございまして。繰出しの中身としては、法令等で定められて、一定の金額が普通交付税の中でも元利償還金とか見られている部分とかがございまして、そういう法令で定められたものや、もう一つは繰出し基準というのが総務省から出されてありまして、そういう基準に基づく繰出し、それとその中でどうしても特別会計の方で収支が赤字となるような見込みがあれば、その中で一般会計との間でその分での繰出しというものがございまして。

佐々木(勝)委員

では、もう一つ金の流れで、いわゆる貸付金という形で呼んだ方がいいのかな。ここの関係を具体的に。

(財政)財政課長

法令的なものをいいますと、そういう地方公営企業法の中にもこの繰出しの一部で貸付金という項目もござい

す。一般的に私たちが呼んでいる繰出金というのは、一般会計の方から出しっ放しというか、そういう特別会計だとか、企業会計の方に出しているものを指しているのが多いと思います。貸付金については、原則貸したら返していただくというものでございます。

佐々木(勝)委員

それで、問題は貸付金の中身について、少し具体的に話してください。

(財政)財政課長

今、貸付金ということでございますが、今の予算で見えております貸付金は、今回の病院事業会計の44億円も入っております。それから、企業やなんかでこの融資の分での貸付け、こういうものもでございます。これらのものが入って、今回示している収支の中での貸付金ということになります。

佐々木(勝)委員

それで、第3回定例会の予算特別委員会でもいろいろとやりとりしたその部分の中で、問題を指摘されているという、ここの関係ですね。これは具体的に指摘されている内容は、繰出金のことについてはきつと基づいてやっているわけですから、貸付金のことだというふうに私も理解をします。どういう指摘をされているのですか。

(財政)財政課長

今回、道の方から指摘された会計処理というものは、市長答弁でもありましたけれども、病院事業会計と国民健康保険事業会計、これと融雪施設設置資金貸付事業会計、この三つにつきましては、道から財務処理の関係で指摘を受けました。指摘を受けた内容としましては、年度をまたがる貸付けと償還をしているということでございます。一般会計の方からいえば、年度内に返ってきているのですけれども、その返ってくる資金が相手の企業会計ですとか、特別会計から見ますと、翌年度の予算から入ってくるような仕組みについて、それが赤字が見えにくくなっている財務処理だということで指摘を受けたところでございます。これについては、道の方から平成18年度中に改善しなさいということがございまして、小樽市におきましても、この三つの会計処理につきましては、18年度中又は18年度決算の中で改善していくということで考えてございます。

佐々木(勝)委員

今言った流れの中で、ペナルティは科されないのですね。よく似て非なるものだと私も思うのですけれども、夕張市の例のような、それと同じことだというふうなとらえ方をしている人もいるし、その辺のところを区別しておく必要があるのかなということで、今のような問題指摘に対してペナルティを科されることはないのですか。

(財政)財政課長

このことに関しては、早期の是正ということで、平成18年度中に是正をしなさいということなので、直接的にこの関係でのペナルティはないと考えております。

佐々木(勝)委員

それで、昨日も議論の中にあつた、いわゆる再建計画の見直しをした。そこで、赤字解消と起債の関係です。このところを整理しておく必要があるというふうに思っているところです。いわゆる金の問題ですから、市民は借金して返せるのかという思いもいろいろとあるわけですけれども、このいわゆる財政再建計画の見直しの根本たる部分というのは聞いているのですけれども、もう一度返済のし方について伺います。

(財政)財政課長

今までの議論の中で、やはり夕張問題に端を発しますというか、会計処理の関係で指摘されて、小樽市も改善しなければならぬという中で、平成18年度から地方債制度というのが許可制から協議制に移って、その中で一定の赤字額、小樽市で言えば17年度決算では14億円ちょっとの額なのですが、その赤字額が一定の基準を超えた場合については、財政健全化計画を原則7年以内の計画をつくって提出しなさいと。健全化の状況によって、許可権者である北海道が起債を許可するということになると思います。またもう一つ、実質公債費比率というものもございま

して、これにつきましても、18パーセント以上の団体につきましては、これも措置がかかるというか、公債費負担適正化計画というものをつくって、これも原則として7年以内に18パーセントを割るようにしていきなさいということがございました。それらの状況を見て起債が許可されるということで、今までになかった分で、これらの計画をつくらないと、一般会計における起債ができないという状況になったのも現実でございます。

その中で、会計処理の関係で、病院事業会計の方につきましても、5年以内に不良債務がなくなるような形でないと起債が許可されないということもございまして、一般会計と病院事業会計の二つの会計で努力しながら、それぞれ、病院事業会計の方は19年度から5年以内、一般会計であれば18年度も起債を予定してございますので、18年度を入れて原則として7年以内の計画ということなのですが、市立病院調査特別委員会で説明してきた中ではたしか8年ということになってございまして、小樽市の財政も厳しい状況の中から現計画をつくってございまして、この年数につきましては、最終的に財政健全化計画として、市立病院調査特別委員会で示した一般会計収支計画を基に、道との協議の中で、その年数だとか、どうしていくかということも、ただいま協議しておりまして、その中で起債を借りられるような財政健全化計画を提出しなければならないと考えております。

佐々木(勝)委員

それで、財政負担の方では、昨日も聞いた道との協議、そしてさらに国の段階ということで、このことはやはり不安になる部分というのはちょっとあるのだと私も思います。だから、明確にここのところは、今、道の段階から、昨日の話ではそうなるだろうという見通しで物を進めているということなのだけれども、もう一度そのところを伺います。

財政部長

経過について、今、財政課長が申し上げたとおりですので、何としても我々としてはこれを、まず一般会計、普通会計ですけれども、この健全化を図る。それから、実質公債費比率を計画期間内に、これを下回るように、それから44億円の解消をすると、これがいわゆるそういう意味では三位一体的なものなのですが、これを確実に履行すると。そうでなければ、平成18年度の起債が許可されないということになりますから、仕事できません。こういうことは絶対避けなければいけませんから、何としても実現しなければならないということで考えております。

佐々木(勝)委員

それで、ここの部分について、市長の方から、ずっと代表質問、それから一般質問も含めながら第3回定例会からずっと聞いているわけですが、途中変化しながら、代表質問の中でも不転の決意と、こういう形をとりましたが、この部分についての市長なりの総括をお願いします。

市長

今の財政課長なり財政部長からいろいろ答弁がございましたとおり、とにかく財政の健全化計画、こういったものをつくっていくと、いかなければならないということでございまして、さらにまた夕張問題に端を発して、今まで10数年、44億円をずっと抱えてきて、急にこれを5年で処理しろと言われて、大変な目に遭っているのは事実でして、今、財政課を中心にいろいろ頭をひねってやっているわけですが、いずれにしても夕張市の再建計画を見ますと、かなりの部分で職員も大変だし、住んでいる方々も大変だと、こういう状況ですよね。したがって、何回も本会議で申し上げているとおり、絶対に財政再建団体には落ちないのだよと、そういう努力をこれから不転の決意でやっていこうと、こういうことでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

佐々木(勝)委員

質問を移します。

国民健康保険の累積赤字に関連して

それでは次は、国民健康保険の関係。私の方で担当の方とちょっと話をしたのですが、私がふだん思っ

いる、いわゆる世界に誇れるものといったら何があるだろうかといったら、一つには平和憲法だろうと。それからもう一つには、まさしく義務教育の無償制度というものがある。それから三つ目には、いわゆる国民皆保険というものがある。すう勢は、自分で起きた病気は、アメリカではないですけども、自分で払えと。払うべきものがない者は、知らないぞと。ずっとこれ、国民の健康保険制度として、皆保険はずっと維持してきたという。その間におけるいろいろな余曲折はありながら、この後も維持していくためには、小樽市だけの問題ではないというふうには思います。

それでいろいろと問題を調べている中では、年金の空洞化というのが、今、問題になっています。同時に、下手をすると国民保険の空洞化というところも、この医療費制度の問題なんかを見ていると、そういう面では起きてくる可能性が非常に強いという感じはしているのです。

その観点からちょっと触れさせてもらいたいのですけども、前回、代表質問、一般質問の中でも、「おたるの国保」というお知らせを、こういうものをつくって、それから便りを出して、そしてやっていますということで、話もありました。

私の方で気になる部分というのは、先ほどの話の延長ではないですけども、冒頭、ここの中にもありますけれども、いわゆる28億300万円に上る累積赤字だと、こういうくだけがあります。ここに盛られた累積赤字という表題の部分からこれを読み取っていくと、この目的というか、意味というか、これを説明してください。

(市民) 保険年金課長

小樽市の国民健康保険は、今、委員がおっしゃいましたが、平成17年度末で累積赤字が28億円と、多額の赤字を抱えて大変に厳しい状況にありまして、今後も高齢化がますます進むだろうと、そんな予想の中では、医療費が増え続けることが予想されてございます。ただ、このような中にありまして、やはり国保加入者の方にも、小樽市の国民健康保険制度がどういうものなのか、また財政状況がどういうものなのか、また医療費の現状を知らせまして、これらについて理解していただくことも重要なことかと考えてございます。そのような中で、今、委員がおっしゃいましたように、お知らせなり、「おたるの国保」というような部分につきましては、保健事業を推進することによりまして、加入者の健康づくりの意識の高揚を図る。ただこれにつきましては、すぐに効果が出るようなものではございませんが、そういうふうな形の部分も長期的にその認識を持っていただいて、医療費の適正化、こんな面につながるのではないかと、そんなことを考えて、このような広報活動をさせていただいております。

佐々木(勝)委員

それで、よく全国的な例で言いますと、この国民健康保険に加入をしている実態、それからそうでない実態というのは、それぞれ地域によって違うのだらうと思うのですけれども、共通して言えることは、ここにありますように、大きく分けて国民健康保険の仕分ということで説明してください。

(市民) 保険年金課長

国民健康保険につきましては、大きく分けてというか、制度的に三つほど中の部分がございまして、大きく国保の部分といいますと、被保険者の資格要件というのが市町村の区域内、私どもでいいますと小樽市内に住所を有すること、これがまず要件であります。ただその中でも、他の医療保険、例えば社会保険とか共済保険に入っている、あるいは生活保護を受けている、そのような方は被保険者から除かれる。端的に言いますと、国保の被保険者は、他の各種健康保険なりに入っている方、このような方を除いたすべての方を対象としている。

ただその中で、退職者医療と老人保健というような制度もございまして、退職者医療につきましては昭和59年にできた制度ですが、結果的にはサラリーマンの方が退職して国保に入ってくると。ただ、若いときは社会保険に入っていて、そちらの方の保険料を納めていたり、保険にかかっていたと。ただ、そのような方が会社をやめて国保に入ってきましたら、収入は低くなっていくと。ただ、今後、病院にかかる率は高くなっていくと。そのような方をやはり国保と一緒にするのはなかなか難しいだろうと。そういう中で、昭和59年に退職者医療制度ができて

して、その退職した方を一つの区分として分けた。それが退職された方、退職被保険者というような形のものでございます。

そして、老人保健制度につきましては、老人保健がやはり年々伸びてきている。そのような中では、昭和58年2月にやはりそういうふうな部分もひとつ国保の部分として、そこから切り離すと。そういうような形の中で、国保に加入はしているのですけれども、この方にかかる医療の部分だけを老人保健制度から支出すると。このような制度に変わってございます。この三つでございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、一般と言われるその退職者、老人関係を除いた、よく言う一般という形でこれをくくっているのですね。それが現在では、ここでは書いている数字で言うと、これ約2万2,000人ですか。この平成17年度までにこれは途中とまっていますけれども、これでいくと一般の分は下がっていくという傾向になるのか。そして、退職のところは上がっていくと、こういう形になるのでしょうか。そういう形からすれば、将来的に考えていけば、もう遠い将来ではなくて、小樽の場合で考えれば、この先ほど言っていたいわゆる28億300万円の累積赤字が、今後どうなっていくのか。

(市民)保険年金課長

なかなかこの累積赤字につきましては、非常に予測がつきづらい。結果的に、単年度の収支を見まして、単年度が赤字だった部分、やはりそれが累積赤字となっていきます。だから、私どもとしましては、できるだけ累積赤字の部分を縮小したいというような形の中で、何とか単年度をとりあえず黒字に持っていこうと、そのような形で考えてございます。

ただ、今、委員がおっしゃいましたように、今後につきましては、今、国の方でも、平成20年度に75歳以上の後期高齢者を除くような形の考えがございしますもので、それで小樽市の場合ですと、今、国保に入っているのが、5万3,000人ぐらいのうち1万8,000人ぐらいがもう国保加入者でありますので、75歳になりますと抜けてしまう。3万5,000人ぐらいの人数になってしまう。そうなったときの給付費と保険料の見合い、そこら辺の部分の見合いもございしますもので、なかなかそこら辺の予測が立てづらい。

ただ一つ言えることは、先ほども言いましたように、保健事業なり、収納対策なり、そんなものをできるだけ行いまして、できるだけ単年度は黒字に持っていって、黒字部分で累積赤字を減らしていきたいと、そのようなことで考えてございます。

佐々木(勝)委員

自助努力の部分というのは、今言ったように収納率を、これで見ますと93パーセント、全道的に見ても高い収納率ですね。この努力については、ここに書いてありますけれども、本当に一丸となってやっている。経常収支比率はもうどんどん上がっていく。この部分では、収納率は高いということでやっているのですけれども、一市だけでこれは解決できる問題ではないというふうに思いますので、これらについて、いろいろ発言していくというか、この辺については、国に対しても、道に対しても、やはり声を上げていかなければいけないというふうに思っていますけれども、市長、その辺についてはいかがですか。

市長

全国市長会としましては、国保問題、それぞれ赤字を抱えておりますから、大変な状況なものですから、ぜひ将来的、近い将来にはこの医療保険を一本化すべきだと、そういう提案をしています。私の持論としては、今回、広域連合が後期高齢者の医療の関係でできましたけれども、国保なんかもまずそこまでいかないのであれば、広域連合でやはりやるべきでないのかと。同じ病院に入院していて、市町村が違っていると、隣同士で保険料の違う人が出てくるわけですね。同じ医療を受けて保険料が違うという、それもおかしな話だという感じもするので。ですから、将来的には一本化、全国市長会としてもそれを強く要望しておりますし、何とかそういう方向に少しずつ変わりつつ



ある、とにかく医療保険制度が毎年いろいろ変化しておりますので、これをいわゆる持続安定的な、将来も安定したこの皆保険制度が維持できるような形で進むべきだというふうに思っています。

佐々木(勝)委員

きめ細かな除排雪体制について

それでは最後に、除雪のところに触れて終わります。

まず聞きたいのは、先ほどの話の中で、除雪体制をいろいろ組みかえしながらやっているということであったので、いろいろな苦情を受けるという中では、困っているときに臨機応変に除雪が来るということを願っているのだというふうに思います。それで、去年あたりから大雪対策の中で、できるだけきめ細かな除排雪をしていきたいというふうに答弁ももらっているわけですが、具体的にこのきめ細かな除雪体制というものについて説明願います。

(建設)雪対策課長

きめ細かな除雪体制ということでございますけれども、きめ細かな除雪体制を行うためには、きめ細かな道路パトロール、又はその除雪後における確認作業が必要となってくると思います。また、今年度につきましては、4ステーションから6ステーションに増えたことによりまして、細かなパトロール体制ができ、道路情報のスムーズな収集が行われると考えております。

佐々木(勝)委員

いや、それは代表質問やいろいろなところで聞いております。それで、話を出したのは、やはり機敏な対応が求められているのだらうというふうに思うのです。それで、夜間体制はその辺のところの取組もこれはあるのかというふうに思ったら、夜間体制というのはしないのだと。やっているのは何かといったら、早朝の除排雪だと、こう言って、夜間については窓口だけを開設していると、こういう答弁だったのです。だから、今も言ったように、きめ細かなと言うけれども、市民からの要望や意見やそういうものが届いているわけですから、それに機敏に対応していくという体制をとっているというふうに私は思っているのです。その辺のところの部分についての一つの方向づけというか、考えている部分についてのことを聞きたかったのですけれども、その辺、どうですか。

(建設)雪対策課長

夜間の臨機応変な市民の要望にこたえるという部分でございますけれども、その夜間体制につきましては、ステーションが増えたということで、転送電話による窓口が2か所増えてございます。あと、夜間作業による部分でございますけれども、市としては通常の除雪の要望、苦情などは日中に受けてまいりたいと考えておりますけれども、ただ人命にかかわる状況につきましては、ステーションごと、また市に寄せられた場合、対応していきたいと考えておりますので、そういう点ではあくまでも緊急時の人命を優先したいと考えております。

佐々木(勝)委員

結局市民の方でわからないのは、目の前で除雪がされているけれども、うちのところは来ていないとか、それから何であっちの方は2回も3回も来るのだとか、こういうような声が聞こえて、非常に不公平感を感じているとか、こういうことなんか恐らく耳に入ってきていると思います。それで基準なのですけれども、1種、2種、3種と、こういうふうに分けているので、その区別の仕方、又はそれに対する除雪の対応を聞かせてください。

(建設)雪対策課長

除雪の基準、ランクについてでございますけれども、除雪のランクは、1種、2種の2、2種の3、3種の4、3種の5というランクに分けてございます。これは幹線道路につきましては第1種、補助幹線につきましては第2種、生活道路につきましては第3種となっております。

除雪基準でございますけれども、1種につきましては、降雪による積雪量が10センチ以上の場合、除雪をします。2種につきましては、降雪による積雪が15センチ以上。3種につきましては、3種の4でございますけれども、通

常、圧雪による路面状態になっているところがございますけれども、わだちが10センチ以上になって通行に支障が出る時。あと3種の5でありますけれども、年2回程度を基準として行っております。

佐々木(勝)委員

そうすると、ほとんど3種であろうと、一回も除雪の入らないということはないのですね。

(建設)雪対策課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

佐々木(勝)委員

それで、入らないことはないのだけれども、タイムリーに入らないことによって、やはり不公平感を感じるとか、こういうことではないかと感じるのです。紋切り型でいくと、3種の場合は、3種の5はわだちが10センチ以上になって圧雪してうんぬんということで、今度はパトロールをよくすることによって、その紋切り型ではなくてきめ細かな対応をしていくというふうに、この間のやりとりから私は感じるものですから。だから、必要的にやはり我慢してもらったところと、それから臨機応変に機敏に対応してくれることが、小樽の場合は除雪に対する信頼ということ、こういうことにつながってくるのだらうというふうに思っています。

それで、最後になります。これは前から私の方のテーマとしてやっていることです。ロードヒーティングの段差の問題は、よく注意しながらやっているということで、これも細かく対応すると。もう一つは、マンホールによる段差なのです。意外とこのマンホールのところの下が解けて、そして積もる。そこへ車がどんと落ちるということで、私も経験していますから、このマンホール段差の解消についての取組について知らせていただきたい。

(水道)管路維持課長

今、マンホールについてのお話が、下水道のマンホールについてでありますけれども、現在、下水道のマンホールにつきましても、屋外に1万4,500か所ほどございます。そのうち、今言いました段差の部分という断熱のふたを使っているマンホールにつきましても、8,335か所ということで、57パーセントほど整備している状況であります。

佐々木(勝)委員

もちろん地図に落としていて、これもまた状況を把握しているということでこれを押さえてよろしいですね。今、これは約1万5,000か所の中で約8,000か所やってきたと、こういうことからして、今後、残った部分についての計画と申しますか、その辺はどういうぐあいになっていきますか。

(水道)管路維持課長

現在、実際には6,000か所ほどまだ残っているのですけれども、これにつきましては、維持・管理の中で対応している部分がございます。計画的という形になりますと、今、下の方が後手になると。実際に除雪の情報と、また市民からの情報等の中で、実際に段差がついている部分、水道局の方で行って取り替えているような状況でございます。現在、水道局といたしまして、GISの関係で、地理情報システムというものを、今年度から導入しているわけでありまして、そういう中で整備が必要な箇所の優先順位等をつけて、今後そういうもので対応していきたいとは思っております。

佐々木(勝)委員

ちなみに、どのぐらいかかるのですか。中身によって違うと思うのですが。

(水道)管路維持課長

実際、ふたの取替えという形でありまして、既存のものにすべて同じ形のものが合うわけではございませんので、1か所当たり断熱部分に約8,000円かかった。これに手間だとかを含めると、1か所1万1,000円から2,000円ぐらいかかっているものを随時進めていくような形で考えております。物によっては、ふただけで取り替えられない、本体から全部取り替えるとなると、冬期間は無理なものですから、年明けて、雪が解けてからセットで取り替えるというような形でございますけれども、それによってはセットでやると6万円ぐらいの費用がかかりますし、ふた

だけですと1万一、二千元ぐらいかかります。

佐々木(勝)委員

きめ細かな除排雪体制というか、それを具体的にやはり積極的な形でしながら、市民の苦情についても臨機応変に対応した形で、こういうことを望んで、終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。